

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実際費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定)について

(諮問第3028号)

<目 次>

1 報告書	1
2 答申書(案)	41
3 申請概要	43
4 審査結果	51

別添

- 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)

平成23年3月24日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書

平成23年1月25日付け諮問第3028号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当委員会の考え方)。
 - (1)総務省において、IP網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、3月1日付け情報通信審議会諮問「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に対する答申を踏まえつつ、本年中を目途に成案を得ること(考え方1)。
 - (2)NTT東西に対し、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること(考え方1)。
 - (3)NTT東西に対し、以下の点について、平成23年度接続料の再計算報告時までに総務省に報告することを要請すること(考え方5)。
 - ①平成22年度に実施したコスト削減の取り組み及び平成23年度に計画しているコスト削減の取り組み
 - ②平成22年度末時点におけるメタル回線の経過年数別構成及びメタル回線の残価率

③平成22年度のメタル回線と光回線に係る費用の配賦に用いた比率を算出するために用いた芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長及び算定方法

④平成22年度のメタル回線に係る施設保全費のうち、以下の各費用及び費用配賦に用いたドライバ

(1)電柱、土木設備に係る費用

(2)ケーブル保守に係る費用

(3)その他

(4)NTT東西に対し、以下の点について、平成23年度接続料の再計算報告時までには総務省に報告することを要請すること(考え方7)

①平成12年度末から平成22年度末におけるメタル回線の利用率(局出しベース)

②平成22年度末におけるメタルケーブルの利用率(ケーブル単位。局出しベース)

③下部区間におけるメタル回線の利用状況(東西各10件程度のサンプル調査)

④平成22年度におけるメタル回線の撤去実績

また、上記①～②については、接続料算定の透明性を一層向上させる観点から、総務省への報告に加え、一般に開示することを要請すること。

(5)NTT東西に対し、3月1日付け情報通信審議会諮問「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」における検討に資するよう、接続約款に規定されたメタル線撤去に係る情報開示措置に加え、個々のレガシー系サービスの移行見通し、代替サービスの見通しなど、必要な情報について可能な限り提供することを要請すること(考え方8)。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
(実際費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定)

意 見	再 意 見	考 え 方(案)
<p>意見1 ドライカッパ接続料は今回一時的に低減したものの、今後再び上昇することが想定されることから、需要減に応じたコスト削減のインセンティブが働くようにするなど、現行の算定方法を抜本的に見直すべく、総務省主催の検討の場を設定すべき。</p> <p>○ ドライカッパ接続料について</p> <p>ここ数年上昇傾向にあったドライカッパ接続料等は概ね前年度より低下していますが、その主たる要因は土木設備の耐用年数等の見直し(土木設備: 27年→50年)によるものです。今後も光へのライズレーション等に伴うメタル回線利用者の減少トレンドは変わりがないと考えられることから、今回のようなドライカッパ接続料等の低下は一時的なものと考えられ、平成24年度以降は再び上昇することが強く懸念されます。</p> <p>このことは、NTT 東西殿のメタル設備維持コストを、減少傾向にあるメタル回線利用者が負担するという構造的な問題に起因するものであり、この問題の解決に向けて当該接続料算定方法を抜本的に見直すために、総務省主催による接続事業者参加型の接続料検討会等を早急に設定すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 【ドライカッパ】</p>	<p>再意見1</p> <p>○ 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担いただく実績原価方式で算定することが基本と考えます。</p> <p>今回のH23年度適用のドライカッパの接続料は、H21年度に土木設備の耐用年数を見直したことによる影響もあり、▲122円の値下げ(1,394円→1,272円)となっています。</p> <p>接続料コストの大半は、当社の利用部門が負担していることから、当然コスト削減努力は常に行っていくものです。</p> <p>しかしながら、その努力を前提としても、ドライカッパ等のレガジー系サービスについては需要減が激しく、H24年度以降は接続料が上昇していくことが想定されますが、当社のレガジー系サービスを利用する他事業者には、当社同様、利用に応じてご負担していただくべきを得ないと考えます。</p> <p>今後、仮に審議会で算定方法の見直しについて検討する場が設けられた場合には、当社としては、接続料は実際にかかったコストを適正にご負担いただくことが原則であるという観点に立って、積極的に議論に参加していく考えです。</p>	<p>○ ドライカッパ接続料などレガジー系接続料については、回線コストは新規投資の抑制や効率化等により毎年度削減傾向にあるものの、稼働回線数の減少が回線コストの削減量を上回っているところであるが、今回申請がなされている平成23年度のドライカッパ接続料については、土木設備の耐用年数の見直し等により、昨年度に比べて低廉化が進んだ状況にある。</p> <p>しかし、PSTNからIP網へのライズレーションを踏まえると、レガジー系サービスの需要は今後も減少傾向が続くことが想定されることから、総務省は、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。</p> <p>あわせて、電話網からIP網への円滑な移行の在り方を含むグローバルバンド普及促進のための環境整備の在り方については、3月1日付けで総務大臣より情報通信審議会に対し諮問が行われたところであり、本年中を目途に成案を得ることとされている。</p>

平成23年度の接続料は一時的に低減したものの

需要が減退期にあるドライカツパ接続料が再度上昇する懸念は拭えません。光への移行が進展する中、接続料は引き続き上昇することが想定され、ユーザー料金の値上げや競争事業者の撤退が生じれば、結果として国民利便を損ねることとなるため、現行の算定方法の抜本的な見直しを図るべきです。

また、実績原価方式では、接続事業者からは確実にコスト回収が可能であることから、NTT東・西において、需要減に応じたコスト削減のインセンティブが働く仕組みを導入し、より一層のコスト削減を図るべきと考えます。

(KDDI)

○ ドライカツパの接続料金について

近年上昇傾向にあったドライカツパの接続料金については、本申請案において前年度からNTT東西殿共に低廉化されております。しかしながら、この主たる要因が管路、どう道等の耐用年数の見直しにあり、低廉化効果が一時的なものであることから、平成24年度以降は引き続き上昇基調に転じることを懸念します。

昨年度も意見書等で指摘したとおり、この傾向が継続すれば、現在も相当数存在する直収電話やDSL等ドライカツパサービス利用者の利便性を損なうことに加え、FTTHにおける競争が進展しないままマイグレーションが進むことでNTT東西殿の独占回線に繋がりがかねません。

ドライカツパ接続料金の接続料金算定における構造的な問題点としては、ドライカツパ等のメタル回線

(参考)ドライカツパ接続料金の推移

	H21適用料金 (H19実績)		H22適用料金 (H20実績)		H23適用料金 (H21実績)	
	前年増減	前年増減率	前年増減	前年増減率	前年増減	前年増減率
ドライカツパ接続料	1,323円	1,394円	71円	5.4%	1,272円	▲122円 ▲8.8%
回線あたりにコスト	1,323円	1,329円	6円	0.5%	1,287円	▲42円 ▲3.2%
調整額	-	65円	-	-	▲15円	▲80円

(NTT 東日本)

○ 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担いただく実績原価方式で算定することが基本と考えます。

今回のH23年度適用のドライカツパの接続料は、H21年度に土木設備の耐用年数を見直したことによる影響もあり、▲48円の値下げ(1,391円→1,343円)となっております。

接続料コストの大半は、当社の利用部門が負担していることから、当然コスト削減努力は常に行っていくものです。

しかしながら、その努力を前提としても、ドライカツパ等のレガシー系サービスについては需要減が激しく、H24年度以降は接続料が上昇していくことが想定されますが、当社のレガシー系サービスを利用する他事業者には、当社同様、利用に応じてご負担していただくを得ないと考えます。

今後、仮に審議会で算定方法の見直しについて検討する場が設けられた場合には、当社としては、接続料は実際にかかったコストを適正にご負担いただくことが原則であるという観点に立って、積極的に議論に参加していく考えです。

総務省においては、IP 網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、上記諮問に対する答申を踏まえつつ、本年中を目途に成案を得ることが適当である。(要請)

NTT 東西自身がコストの太宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえ、当該インセンティブに係る課題が解消されたとまでは言えないことから、NTT 東西においては、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。(要請)

なお、3月11日以降の東北地方太平洋沖地震への対応を受け、ドライカツパ接続料などレガシー系接続料に係るコストが変動することについては、一定の留意が必要である。

への需要が低下しているにも係らず、現状の実際費用方式に基づく算定方法ではNTT東西殿にて接続事業者からのコスト回収が可能であるため、コスト効率化インセンティブが十分にNTT東西殿に働かないことにあると考えます。

従って、ドライカツパサービス利用者の利便性確保及び電気通信市場の公正競争環境の維持を図るためには、アクセス回線の移行期の市場環境等を踏まえた上で、現状の算定方式の抜本的な見直しの実施を検討して頂くことを要望します。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

○ メタル回線(ドライカツパ)の接続料算定方式の見直しについて

弊社は、平成14年から島根県西部で ADSL サービスを安価に提供している電気通信事業者です。現在、弊社が ADSL サービスを提供している電話交換局は、全部で17箇所あり、そのうち光のサービスが提供されているのは僅か1交換局となっております。(ツレツツ ADSL も7交換局と半数以下の交換局でのみ提供)そのため、弊社の ADSL サービスは地域にとって、既に無くてはならないサービスとなっております。

今後、更に、光という選択肢がある地域(主に都会地)においては益々メタル回線のユーザー離れが進んで行くと思われます。このような流れの中で、現在の実際費用算定方式を継続して行く事は、結果的に、都会地のメタル回線離れによるメタル単価の上昇分を、代替え手段が存在しない地方のユーザーや電気通信事業者が負担して行く事となり、早急な見

(参考)ドライカツパ接続料金の推移

	H21適用料金 (H19実績)		H22適用料金 (H21実績)		H23適用料金 (H22実績)	
	前年増減	前年増減率	前年増減	前年増減率	前年増減	前年増減率
ドライカツパ接続料	1,378円	1,391円	13円	0.9%	1,343円	▲48円 ▲3.5%
1回線あたりのコスト	1,378円	1,377円	▲1円	▲0.1%	1,351円	▲26円 ▲1.9%
調整額	-	14円	-	-	▲8円	▲22円 -

(NTT 西日本)

○ 株式会社ワイメディア殿、更生会社株式会社ウエルコム殿、KDDI株式会社(以下、「KDDI」という。)殿、イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。)殿、イー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」という。)殿の意見に賛同します。メタルから光へのマイグレーションが進む中でドライカツパ等のレガシー系サービスの接続料は上昇することが想定され、ユーザー料金の値上げや競争事業者の撤退が生じると国民利便を損ねることとなるため、現行の算定方法の抜本的な見直しを図るための検討の場の設定を早期に行うべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ 我が国の電気通信市場は、技術革新の進展に伴い大きく市場を拡大するとともに、ネットワーク構造は従来の PSTN(回線交換)網から IP 網へ、アクセス回線もメタル回線から光ファイバへとマイグレーションが進行しています。

しかしながら、未だ光サービスの提供エリア外となっている地域も多数存在しており、こうした光

<p>直しが必要であると考えます。 先ずは、その為の検討の場を設定して頂く事を切に お願いいたします。 (マイメディア)</p>	<p>サービス提供エリア外のお客様にとってはメタル 回線を利用したサービスは依然として不可欠なア クセス手段であり、またコストパフォーマンスの面 でも社会生活や経済活動の基盤を支える重要な 通信サービスとなっています。 【直収電話＝約 433 万、DSL サービス＝約 899 万（平成 22 年 9 月）】 平成 23 年度に適用する実績原価方式の接続 料については、平成 23 年 1 月 21 日に東日本電 信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社 （以下、「NTT 東西」という。）より総務省殿に認可 申請され、ここ数年上昇傾向にあったプライカッパ 接続料等は概ね前年度より低下していますが、そ の主たる要因は土木設備の耐用年数等の見直し によるものであり一時的な効果しか見込めず、平 成 24 年度以降は再び上昇することが強く懸念さ れます。 この懸念は、NTT 東西のメタル設備維持コスト を、減少傾向にあるメタル回線利用者が負担する という構造的な問題に起因するものであり、この 問題の解決に向けて当該接続料算定方法を抜本 的に見直すことが急務と考えます。 弊社どもは平成 22 年 1 月 14 日及び同年 2 月 26 日に連名要望書にて、具体的な目標時期や検 討の枠組みを定めた上で抜本的な接続料算定の 在り方を再検討し結論を得ることを要望いたしまし た。また、平成 22 年度の当該接続料の審議会答 申（平成 22 年 2 月 22 日）においても、検討を行う よう別添の要請項目が示されたにもかかわらず、 未だに明確な進捗が見られない状況です。</p>	
--	--	--

<p>意見2 レガジー系サービスは、利用が減少しつつあるものの、多数のユーザーが利用する重要な通信インフラであり、(ユーザー料金の)安易な値上げはすべきではないことから、接続料算定方法の抜本的な見直しを行うことが必要。</p>	<p>従って、弊社どもはあらためて、平成 23 年度の接続料の認可手続き等において、以下のとおり要望いたします。</p> <p>1. 算定方法見直しに向けた検討の場の設定</p> <p>ドライカッツパ接続料等の当該算定方法の抜本的な見直しによる構造的課題の早期解決に向け、総務省殿主催による接続事業者参加型の検討の場を設定していただくことを要望いたします。(15社連名)</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 今回の接続約款案において、土木設備の耐用年数等の見直し等によりドライカッツパ等のコストが低廉化したことは一定の評価ができるかと考えております。しかしながら、NTT東西殿をはじめ、ネットワーク及びサービスのIP化が急速に進展し、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進行しており、この構造変化の中、メタル回線を利用するレガジー系サービスについては、従来の接続料算定方式による場合、将来的には継続的な値上げが懸念されます。</p> <p>アナログ電話サービスやDSLなどレガジー系サービスは、利用が減少しつつあるものの、多数のお客様が利用する重要な通信インフラであり、安易に値上げされるべきではありません。</p> <p>このため、今後の構造変化を踏まえた長期展望に基づき、下記の点について検討を行う場が必要であると考えております。</p> <p>【検討のポイント】</p> <p>・メタル回線のコスト削減施策</p>	<p>○ 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担いただく実績原価方式で算定することが基本と考えます。</p> <p>接続料コストの大半は、当社の利用部門が負担していることから、当然コスト削減努力は常に行っていくものです。</p> <p>しかしながら、その努力を前提としても、レガジー系サービスについては需要減が激しく、H24年度以降は接続料が上昇していくことが想定されますが、当社のレガジー系サービスを利用する他事業者には、当社同様、利用に応じてご負担していただくざるを得ないと考えます。</p> <p>今後、仮に審議会で算定方法の見直しについて検討する場が設けられた場合には、当社としては、接続料は実際にかかったコストを適正にご負担いただくことが原則であるという観点に立って、積極的に議論に参加していく考えです。</p> <p>なお、どのようなコスト削減施策を採るかは、当社が行っていくものであり、研究会等の場で検討</p>	<p>○ 考え方1に同じ。</p>

<p>・光サービスとの共用設備コストの負担方法 ・移行期における原価算定の方法 など (ケーブルコム)</p> <p>○ 基本的な考え方 現在、電気通信市場においては、メタルから光への移行が進んでいますが、こうした移行期においては、将来を見据えた上で、国民利便の確保や市場の活性化を図りながら、新しいサービスへの円滑な移行を促進していくことが重要です。</p> <p>しかしながら、今回申請された実際費用方式に係る接続料は、需要の減少に応じたコスト削減がなされていないことを主たる要因として、全体的に上昇しており、平成24年度以降においても更なる上昇が想定されます。今後も現行制度のまま接続料の算定を続けた場合、国民利便の確保や市場の活性化に多大な影響を与える懸念があることから、レガジーサービスに係る接続料については、算定方法を抜本的に見直す必要があると考えます。</p> <p>現状のレガジーサービスの利用実態を的確に把握し、マイグレーションに伴う課題の最適な解決方法を国民全体で決定し、時間及びコストの面で最適化を図れるよう移行を進めていくことが、国民利益の最大化に向けて必要であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>することは馴染まないと考えます。 (NTT 東西)</p>	<p>再意見3</p> <p>考え方3</p>
<p>意見3 専用線等レガジー系の接続料も今後上昇傾向が続くことが想定されるが、実績原価方式では効率化のインセンティブが充分機能しない懸念があるため、需要の減に応じたコスト削減インセンティブが働く仕組みを導入すべき。</p> <p>○ 【専用線】 専用線についても、コスト削減が需要の減少に追いついておらず、今後も接続料の上昇傾向が続くことが想定されます。プライスキャップの対象から除外</p>	<p>○ 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担いただく実績原価方式で算定することが基本と考えます。 今回のH23年度適用の専用線接続料(通信路</p>	<p>○ NTT東西の再意見にあるとおり、専用線メニュー全体で見るとコストの減が回線数の減を上回っているが、機能別に見るとコストの削減に努めているものの、イーサ系サービスへの移行等により</p>

れているものの、依然としてユーザーが専用線に頼らざるを得ないエリアも存在しています。この一方で、実績原価方式では競争事業者からのコスト回収が確実になされるため、効率化のインセンティブが必ずしも十分に機能しない懸念があることから、NTT東・西において、需要減に応じたコスト削減インセンティブが働く仕組みを導入し、更なるコスト削減を図るべきと考えます。

(KDDI)

○ (4) 専用サービス等レガシーサービスについて
レガシー系サービスの接続料については、需要の減少に伴い、今年度も大部分が値上げ傾向となつています。NTT 東西殿においては、「需要の減少に伴う接続料の上昇の抑制に努めている」とのことですが、移行期における需要の減少幅に応じたコスト削減の実現は困難であり、次年度以降も接続料の上昇が予想されるため、算定方式の抜本的な見直しが必要と考えます。
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

設定伝送機能)は、下表のとおり、各サービスにおいて、需要の減少がコストの減少を上回っており、値上げ傾向となっております。

専用線接続料(通信路設定伝送機能)に係るコストは、当社の利用部門が最も多く負担していることから、当然コスト削減努力は常に行っていくものです。

しかしながら、その努力を前提としても、イーサーサービスへの移行等による需要減が激しく、H24年度以降も接続料が上昇していくことが想定されますが、当社のレガシー系サービスを利用する他事業者には、当社同様、利用に応じてご負担していただくざるを得ないと考えます。

	コスト(百万円)		回線数(回線)		増減率	
	H21実績	H20実績	H21実績	H20実績	コスト	回線数
一般専用	9,213	9,445	248,775	274,621	▲2.5%	▲9.4%
インジカルラクス	5,403	5,573	146,199	163,031	▲3.1%	▲10.3%
高速インジカル	2,840	4,474	7,029	12,844	▲36.5%	▲45.3%
ATM専用	2,370	3,948	2,326	4,336	▲40.0%	▲46.4%
(参考)合計	19,826	23,440	404,328	454,832	▲15.4%	▲11.1%

※コストは専用加入者線設置モジュール、回線数は専用加入者線設置モジュールにおける機能別回線数

(NTT 東日本)

○ 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担いただく実績原価方式で算定することが基本と考えます。

今回のH23年度適用の専用線接続料(通信路設定伝送機能)は、下表のとおり、一部サービスにおいて、需要の減少がコストの減少を上回っており、値上げ傾向となっております。

専用線接続料(通信路設定伝送機能)に係るコストは、当社の利用部門が最も多く負担していることから、当然コスト削減努力は常に行っていくものです。

しかしながら、その努力を前提としても、イーサ

回線数が大幅に減少したことから、結果として接続料が上昇しているところである。

NTT 東西自身がコストの太宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえると、当該インセンティブに係る課題が解消されたとまでは言えないことから、NTT 東西においては、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。

なお、3月11日以降の東北地方太平洋沖地震への対応を受け、専用線等に係るコストが変動することについては、一定の留意が必要である。

系サービスへの移行等による需要減が激しく、H24年度以降も接続料が上昇していくことが想定されますが、当社のレガシー系サービスを利用する他事業者には、当社同様、利用に応じてご負担していただくを得ないと考えます。

	コスト(百万円)		回線数(回線)		増減率	
	H21実績	H20実績	H21実績	H20実績	コスト	回線数
一般専用	7,169	7,911	240,981	260,085	▲9.4%	▲7.3%
モバイルアクセス	3,791	4,206	130,311	139,800	▲9.9%	▲6.8%
高速モバイル	2,114	3,160	8,133	19,621	▲33.1%	▲58.5%
ATM専用	2,175	3,544	3,046	5,278	▲38.6%	▲42.3%
(参考)合計	15,249	18,821	382,472	424,783	▲19.0%	▲10.0%

※コストは専用加入者線設置モジュール、回線数は専用加入者線設置モジュールにおける機能別回線数

(NTT 西日本)

○ KDDI殿の意見に賛同します。ドライカッパやPSTNに係る接続料金については値下げの申請がされる中で、専用線については昨年に引き続き値上げとなっています。低速品目や高品質を求めるユーザは依然として専用線に頼らざるを得ない状況を踏まえると、コスト削減インセンティブが働く仕組みの導入や、耐用年数の見直しを含む算定方法の見直し等により、接続料金の上昇傾向に歯止めをかける必要があると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

再意見4

考え方4

意見4 公衆電話の接続料についても、今後更に上昇していくことが想定され、国民負担の増加につながることから、コストの適正性を検証できるようにすべき。

○ 【公衆電話】

ドライカッパ同様、コスト削減がトリアヒツクの減少に追いついておらず、既にユーザ一料金を上回っている接続料が今後も更に上昇していくことが想定さ

○ 公衆電話に係る接続料については、低利用公衆電話の廃止(約▲1万台(H21実績))、撤去した公衆電話機の再利用や公衆電話ボックスにおけるLED照明への付け替えによる省エネ化といっ

○ NTT東西の再意見にあるとおり、公衆電話発信機能等の公衆電話機能に係る接続料については、コストの削減・効率化に努めているものの、トリアヒツクが大幅に減少したことから、結果として接

<p>れ、料金値上げ等、国民負担の増加につながる懸念があります。</p> <p>トラヒックが減少し続けている中、公衆電話機に係るコストのうち、大半を占めているのは電話ボックスに係る清掃料や料金回収コスト等の施設保全費であるため、当該費用の削減を図るべきと考えます。特に、清掃料等の外部委託しているコストについては、当該コストの適正性を外部から検証できるようにすべきと考えます。</p> <p>また、第一種公衆電話はユニバーサルサービス基金の対象であり、補てんを受けることができるため、NTT東・西のコスト削減のインセンティブが働きづらいことから、上述のようなコストについて外部からの検証を早急に実施すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>た不断のコスト削減努力により約▲9.8%(H21実績)のコスト削減を行ったものの、携帯電話へのシフト等によりトラヒックが大幅に減少したことにより(▲18.4%)、値上げとなっています。</p> <p>ご指摘の清掃や料金収集に係るコストについては、清掃や料金収集の回数を削減する等、徹底した効率化に努めているところです。</p> <p>なお、当社の利用部門は、利用見合いで他事業者と同等の接続料を負担することで最も多くコストを負担しており、コスト削減へのインセンティブは十分働いていることから、外部からの検証は必要ないものと考えます。</p> <p>＜参考＞公衆電話台数等の前年比較 (数値はアナログ公衆電話＋デジタル公衆電話の合計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話台数 H20末:14万8千台→H21末:13万8千台(▲6.5%) ・公衆電話に係るコスト H20:143億→H21:129億(▲9.8%) ・公衆電話に係るトラヒック H20:679万時間→H21:554万時間(▲18.4%) <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 公衆電話に係る接続料については、低利用公衆電話の廃止(約▲1万4千台(H21実績))や撤去した公衆電話機の再利用といった不断のコスト削減努力により約▲10.2%(H21実績)のコスト削減を行ったものの、携帯電話へのシフト等によりトラヒックが大幅に減少したことにより(▲17.5%)、値上げとなっています。</p> <p>ご指摘の清掃や料金収集に係るコストについても、清掃や料金収集の回数を削減する等、徹底した効率化に努めているところです。</p>	<p>続料が上昇しているところである。</p> <p>NTT 東西自身がコストの太宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえると、当該インセンティブに係る課題が解消されたとまでは言えないことから、NTT 東西においては、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。</p> <p>なお、3月11日以降の東北地方太平洋沖地震への対応を受け、公衆電話に係るコストが変動することについては、一定の留意が必要である。</p>
---	---	---

	<p>なお、当社の利用部門は、利用見合いで他事業者と同等の接続料を負担することで最も多くコストを負担しており、コスト削減へのインセンティブは十分働いていることから、外部からの検証は必要ないものと考えます。</p> <p>＜参考＞公衆電話台数等の前年比較 (数値はアナログ公衆電話+デジタル公衆電話の合計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話台数 H20末:16万台→H21末:14万5千台(▲9.0%) ・公衆電話に係るコスト H20:119億→H21:107億(▲10.2%) ・公衆電話に係るトラヒック H20:568万時間→H21:468万時間(▲17.5%) <p>(NTT 西日本)</p>	<p>考え方5</p>
<p>意見5 メタル回線から光回線への移行等の環境変化に伴い、コストの配賦等が適正に行われているかを検証するため、NTT 東西において追加的な情報開示を行うべき。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ この算定方式の抜本的な見直しを行う際には、メタル回線から光回線への移行等の市場環境の変化を検証する必要があり、NTT東西殿には必要な情報を開示頂いたうえ、総務省殿及び接続事業者等にて検証を実施することが必要と考えます。 (開示が必要な項目例)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①メタル回線の区間毎の稼働率の進捗 ②メタル回線における新規投資の状況 ③需要減に応じたコスト削減の進捗 ④メタル回線と光回線の施設保全費等コスト配賦 ⑤接続事業者の協力が必要なコスト削減施策の費用対効果 <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 情報開示については、毎年度、接続会計報告書及び接続料算定根拠において、メタルの接続料算定に係る設備区分別・勘定科目別費用・資産、需要、局出しの芯線利用率等の実績を詳細に記載し、公表しています。また、事業者説明会(H23.1.31)でも算定方法について、ご説明しているところです。</p> <p>ご指摘の項目については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線毎の芯線利用状況については、局出しの芯線利用率をH20年度より接続料算定根拠にて開示 ・メタル回線の新規投資状況やコスト削減の進捗については、毎年の接続会計報告書や 	<p>○ これまで NTT 東西より情報開示されている事項や事業者に対し説明会を行っている事実を踏まえると、接続料算定の適正性は一定程度確保されており、今回の申請案におけるコスト計上や配賦等について直ちに見直しを要する点は認められない。</p> <p>ただし、PSTN から IP 網へのスライシヨンやメタル回線から光回線への需要ソフト及び光 IP 電話のユニバーサルサービス化といった大きな環境変化が進展することに伴い、接続料算定の適正性を確保し続ける観点から、今後改めて検証を要する事項がないかを検討する必要はあると考えられるため、まずは総務省において実態を</p>

○ 具体的には、総務省において、算定方法の見直しに向けた検討の場を立ち上げて頂く共に、NTT東・西に対して、接続料算定の見直しに資する情報の開示(例:メタルケーブル毎の芯線利用状況等)を求めるときと考えます。
(KDDI)

○ (3)光とメタルの配賦率
市内線路保全費のメタルと光ファイバへの配賦率は下記の表のとおり、大幅にメタルに偏ったものになっていきます。メタルから光へ移行が進展する中、光とメタルの配賦が適正におこなわれているか検証する必要がありますが、現状の NTT 東西殿が公開している算定根拠では十分な情報が開示されていないといえませんが、従って、妥当性を十分に検証できるよう NTT 東西殿は市内線路保全費等の費用の配賦比率の算出に用いられたメタルと光ファイバそれぞれの総芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長等を加入者系とそれ以外のものに分け情報開示すべきと考えます。

<市内線路保全費の費用の配賦率>

費用の所属に使用したケーブルの種類	主な対象設備	比率	
		メタル	光ファイバ
NTT 総芯線長	ケーブル	90.0%	10.0%
NTT 架空ケーブル長	電柱等	84.3%	15.7%
東日本 管路ケーブル長	地中設備	72.6%	27.4%
NTT 総芯線長	ケーブル	93.6%	6.4%
NTT 架空ケーブル長	電柱等	87.9%	12.1%
西日本 管路ケーブル長	地中設備	70.4%	29.6%

*接続料算定報告書平成21年度第四部参考情報より

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

接続料算定根拠にて取得固定資産価額の推移により類似の数値が推計可能
・メタル回線と光回線のコスト配賦については、毎年の接続料算定報告書において必要な情報を開示
・接続事業者の協力が必要なコスト削減施策の費用対効果については、例えばメタル回線の開通時の無派遣工事の実施による削減効果については既に提示し、実施に向け協議中といったように、開示可能な範囲で開示しています。
(NTT 東西)

○ ドライカッパ接続料の水準を抑止するため、設備コスト等が必要に対して過大なものになっていないかを改めて厳密に精査する必要があります。そのため、NTT東・西においては、メタル回線に関する必要な情報を開示すべきです。

特に、現状のメタル回線の利用実態がどのようになっているのかを把握することが必要であり、具体的には、下記のような情報の開示が必須と考えます。

- ・GC局毎の上部/下部区間それぞれにおける総芯線数及び芯線の稼動状況
 - ・上部/下部区間それぞれにおけるケーブル毎の芯線の稼動状況
 - ・未利用芯線の再利用状況
 - ・施設保全費のうち、外部委託費の詳細情報(委託内容、金額、コスト削減状況等)
- これらの情報は、ドライカッパ接続料の上昇を抑止するためだけでなく、今後、メタルから光へのマイグレーションを進めていく過程の中で生じる諸課題を解決するための基礎情報となるものと考えられることから、NTT東・西は上述のようなメタル回線に関する情報を積極的に開示し、その内

把握することが適当である。

については、NTT 東西において、以下の点について、平成 23 年度接続料の再計算報告時まで総務省に報告することが適当である。(要請)

- ①平成 22 年度に実施したコスト削減の取り組み及び平成 23 年度に計画しているコスト削減の取り組み
 - ②平成 22 年度末時点におけるメタル回線の経過年数別構成及びメタル回線の残価率
 - ③平成 22 年度のメタル回線と光回線に係る費用の配賦に用いた比率を算出するために用いた芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長及び算定方法
 - ④平成 22 年度のメタル回線に係る施設保全費のうち、以下の各費用及び費用配賦に用いたドライバ
 - (1)電柱、土木設備に係る費用
 - (2)ケーブル保守に係る費用
 - (3)その他
- なお、接続料算定の適正性・透明性は、一般論として、指定設備設置事業者であるか否かにかかわらず確保されるべきものであることから、接続料算定に係る協議においては、経営上の秘密に配慮しつつ、双方において必要な情報提供を行うことが望ましい。

	<p>容について、総務省や接続事業者等を交えて精査することが必要と考えます。 (KDDI)</p> <p>○ ドライカッパ接続料について</p> <p>各社ご指摘の通り、ドライカッパ等のメタル回線を利用したサービスに係る接続料については、算定方法の構造的な見直し及びNTT東西殿におけるコスト効率化イノベーションが機能する施策の導入を検討する必要があると考えます。</p> <p>昨年度の当該接続料に係る審議会答申においても、各社が指摘する接続料の算定の在り方の検討やNTT東西殿のコスト効率化の要請等の措置を要望しておりますが(※1)、本年度においても、需要の減少に応じたコスト削減が成されていないこと、並びに算定方法の在り方についても見直しの進捗が図られていない等、構造的な問題が解決されていないことから、今後も継続的に解決すべき課題として明確にすべきと考えます。</p> <p>なお、この課題を検討するためには、設備運営上の実態、算定方法の合理性やNTT東西殿の効率化の進捗において問題がある点を明確化する必要があるため、以下にデータの開示についてNTT東西殿にご協力頂きたいと考えます。</p> <p>＜必要なデータ＞ (耐用年数の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線に係る設備の平均的な使用年数(未利用芯線分コストの負担範囲の見直し) ・加入電話にのみ利用される設備及び稼働休止設備の設備量並びに割合 ・メタル回線の区間毎の加入電話と接続事業者が利用しているドライカッパの稼働率 <p>(メタル回線と光回線の施設保全費等コスト配賦の適正性の検証)</p>	
--	---	--

	<p>・施設保全費の配賦比率の算定根拠となる、メタル回線と光回線に分けた総芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長 (NTT東西殿のコスト削減に対する取り組み) ・実施済み、もしくは実施中のコスト削減の取組みと具体的な効果 ・今後の更なる需要減に適応し、計画されているコスト削減への取り組みとその見込み (※1) 総務省 実際費用方式に基づく平成 22 年度の接続料等改定 答申 2010 年 2 月 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省において、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)。 (1) PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もしガジ一系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省において、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うこと(考え方1)。 (2) PSTNからIP網への移行について、NTT東西は平成22年度に概括的展望を公表することとしているが、今後接続料算定の在り方に係る検討を行う場合にはPSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西に対し、必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことを要請すること(考え方1)。 (3) PSTNからIP網への移行の進展に伴うしガジ一系サービスの需要の減少等により接続料が上昇傾向を続けていること等の懸念が示されている状況を踏まえ、NTT東西に対し、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること(考え方2)。</p>	
--	---	--

～略～
(イー・アクセス、イー・モバイル)

○ また、算定方法の見直しを行うために東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」という。)は、接続事業者の要望する情報を速やかに開示するべきです。具体的には下記の項目等について情報開示を要望します。

- ①市内線路保全費等の費用帰属に使用したデータ「総芯線長」「架空ケーブル長」「管路ケーブル長」
- ②メタル回線設備等の利用年数
- ③NTT 再編移行時から現在までのメタル設備量
- ④GC 局毎の芯線数と芯線長
- ⑤メタル回線のき線点上部と下部の各利用率(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ 2. NTT 東西への情報開示要請

平成 22 年 11 月 2 日に NTT 東西より概括的展望が示されましたが、メタル回線設備移行計画等の接続事業者がサービス維持やドライカッパ接続料等の検討に資する情報は提示されていないため、NTT 東西に対し、接続事業者の要望する必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことを要望いたします。
(15 社連名)

○ メタルと光の配賦方法及び開示データについては、これまでの議論(研究会や審議会)を踏まえて行っているものであり、妥当なものと考えます。
市内線路の施設保全費の配賦に必要となる配賦比率の推移については、毎年度、接続会計報告書において公表しており、総芯線長、架空ケー

ウル長、管路ケーブル長等のデータを新たに開示する考えはありません。

また、審議に資する情報に関しては、経営上または営業上の秘密にあたる情報であっても、総務省や審議会の委員に対して、これまでも提出してきたおり、今後も提出する考えですが、1事業者であるソフトバンクが検証するために、経営情報を提供する考えはありません。

なお、ソフトバンクモバイルは2,400万以上もの契約者を有しており、お互いに接続料を支払う関係にある固定系の事業者から見ると、その影響力は非常に大きくなっています。その接続料の算定根拠の開示を求めると一切情報が開示されず、その適正性が検証できない状況にあります。接続料について、接続事業者等の第三者が妥当性を検証する必要があるとお考えであれば、まずは、当社と同レベルの情報を開示していただきたいと考えます。
(NTT 東西)

○ メタル回線と光回線の施設保全費等コスト配賦の適正性の検証

ソフトバンク殿のご指摘の通り、メタル回線と光回線の施設保全費等コスト配賦の適正性については十分な検証を実施すべきと考えます。

現在、メタル回線から光回線へのマイグレーションが進行しているものの、未だドライアップ等メタル回線を利用したサービスには相当数の利用者が存在します。そのため、メタル回線に偏ったコスト負担が行われることがあれば、これら利用者の利便性を著しく損なうことが懸念されるため、移行期における配賦の適正性は十分に担保される必要があるものと考えます。

なお、施設保全費については、NTT 東西殿よりコストの配賦に用いられる総芯線長比、架空ケー

<p>意見6 メタルケーブリングについて法定耐用年数(13年)を超えて利用されていると考えられるところ、法定耐用年数と経済的耐用年数に乖離がある設備については、利用実態に基づき耐用年数を早期に見直すべき。</p>	<p>ケブル長比、管路ケーブル長比等は公表されておりますが、これらの算定根拠となるデータは開示されていないため、算定根拠となる総芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長についてもメタル回線と光回線に分けて開示頂く必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ (1)耐用年数の見直しについて 土木設備の管路、どう道については、期間損益の適正化を図るため、平成20年度以前は耐用年数を27年としていたものが利用実態に基づき平成21年度から50年に見直しされています。しかしながら、NTT東西殿より利用実態の情報が公開されていないため、土木設備を含め各設備の耐用年数が適正に設定されているのか接続事業者からは確認することができません。NTT東西殿は各設備について利用実態の情報の公開とともに、法定耐用年数と経済的耐用年数に乖離があるものについては、利用実態に基づき耐用年数を早期に見直すべきと考えます。</p> <p>なお、メタルケーブリングについては、平成17年末の加入者メタルケーブリングの経過年数別構成(NTT東西殿によると、15年を経過したケーブルが6割を超えています(下図参照)。平成17年から5年を経過している現時点においては15年以上のものが8割を超える状態になっていることが想定され、加入者メタルケーブリングのほとんどは法定耐用年数の13年を超えて利用されているものと考えられます。</p>	<p>○ 当社の財務会計上の耐用年数は、設備ごとの使用実態や使用可能期間を考慮し決定しており、会計監査上も妥当なものとして認められています。</p> <p>土木設備は、過去に撤去実績が殆どなく、使用年数が延びることが明らかとなったため、上述の考え方に基づき、耐用年数を27年から50年に見直したものです。</p> <p>これに対し、メタルケーブルは、老朽化に伴う更改や支障移転等外的要因により、一定程度の撤去・更改を伴うため、使用年数が単純に延びていくわけではないことから、現時点、耐用年数を見直す考えはありません。</p> <p>なお、当社が公表したデータは、H17年度末時点で15年以上経過したメタルケーブルは約6割というものであり、その後5年の間に、撤去・更改等により除却するケーブルがあることから、ソフトバンクが主張するような、これを単純に5年スライドさせて経過年数が15年以上のもの割合が8割超と算出する方法は不適切と考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ 耐用年数の見直しは、その算定に要する時間やコストが膨大になるおそれがあり、また、PSTNからIP網へのマイグレーションが進行している状況では、PSTNに係る設備については未償却資産の割合が高いとは言えないと想定されることを踏まえ、メタルケーブルについて耐用年数の見直しを直ちに行う必要性は認められない。</p> <p>なお、一般的に、接続料原価算定等の適正化を図る観点からは、利用実態等を踏まえ、会計監査実務について十分に配慮した上で、減価償却費は経済的耐用年数で算定することが望ましい。</p> <p>その際、平成19年10月の「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会(以下「会計研1」)報告書に基づき、メタルケーブルに経済的耐用年数を適用する場合は、改めて実態を検証し、実態に即した耐用年数を算定することが適当とされている点も踏まえる必要がある。</p> <p>○ 設備の利用実態に関する情報開示については、考え方5に同じ。</p>

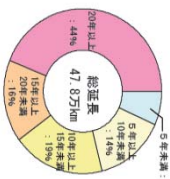
設備区分	法定耐用年数	経済的耐用年数
架空ケーブル	13	24.9
地下ケーブル	13	33.9

加入者ケーブルの経過年数別構成 (NTT東日本)

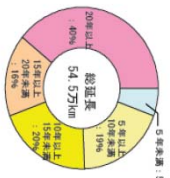
加入者ケーブルの経過年数別構成 (NTT西日本)

加入者ケーブルの経過年数別構成 (NTT東海)

加入者ケーブルの経過年数別構成 (NTT関西)



加入者ケーブルは、15年以上経過したものが約5割、20年以上経過したものが約4割



加入者ケーブルは、15年以上経過したものが約6割、20年以上経過したものが約4割

(NTT東日本(平成19年5月22日)) (NTT西日本(平成19年5月22日))
*平成20年度以降の接続料算定の在り方についてに対するNTT東海(東)の意見より抜粋

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ 耐用年数の見直し

ソフトバンク殿のご指摘の通り、耐用年数については設備の使用実態に基づき見直しを行う必要があると考えます。

2007年10月の「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」の報告書でも示されている通り(※2)、各設備については、その使用期間に応じた費用を使用可能期間に応じて適切に配分し、期間損益の適正化を図ることが原則であり、平成21年度に管路、どう道等の耐用年数が見直されたように、今後とも随時各設備の耐用年数について使用実態に即しているものか検証する必要があります。

なお、耐用年数の適正性を検証する際には、各設備の利用実態を把握する必要があると考えられるため、例えば設備の平均的な使用期間等利用実態に係るデータの開示をNTT東西殿に行って頂くべきと考えます。

(※2) 総務省 電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会 報告書 2007年10月

第5章 減価償却費の在り方

1. 基本的な考え方
～略～

そもそも固定資産は、その使用期間に応じて費用を認識し、適正な使用可能期間に応じて費用を配分することが原則である。したがって、期間損益の適正化を図ることにより上記①のような事態を回避し、もって接続料算定の適正化を図るとともに、②、③のような事態を生じさせない観点から、減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当である。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見7 メタル回線全体に占める未利用芯線の割合

再意見7

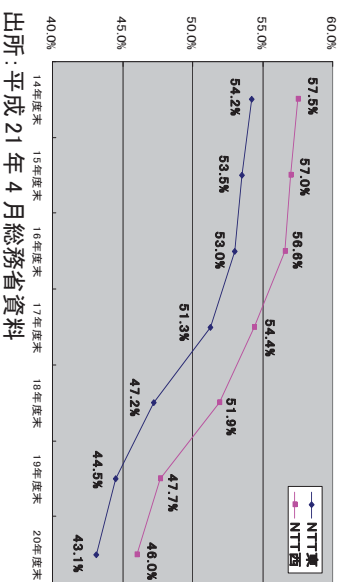
考え方7

<p>は6割近くに上っており、利用されていないメタル回線が過剰に残置されている。このようなコストは接続事業者や利用者への過度の負担となっており、接続事業者が利用できる可能性の無い未利用芯線分については、接続料算定コストから除外すべき。</p>		
<p>○ (2) 未利用メタル回線について メタル回線芯線利用率は、NTT 東日本殿:43.1%、NTT 西日本殿:46.0%(平成 20 年度実績)であることから、メタル回線の未利用芯線は 6 割近くに上っており、利用されていないメタル回線が過剰に残置されていることとなります。このためメタル回線に係る費用を負担している接続事業者やブライカツパ回線利用者が過度の負担を強いられていることとなります。</p> <p>具体的には未利用回線について、下記のような方策等を検討し、接続料算定コストから除外したうえで、適切な費用負担となるよう見直すべきと考えます。</p> <p>＜接続料算定より除外等見直し対象例＞ ・接続事業者のコロケーションがない局舎のメタル回線設備 ・RSBM(事業者がコロケーションできない RT)とピアシステムの下部のメタル回線設備 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 具体的な見直し項目としては、NTT東西殿のコスト効率化インセンティブとして各年度におけるコスト削減目標を設定することや、接続事業者の利用に係る期待可能性が無い未利用芯線分コストを接続料コストから除外すること等が挙げられます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 接続料は、実際に発生している設備コストを当社の利用部門も含め設備を使っている事業者にご負担いただくものであり、未利用分についてもコストが発生している以上、使っている回線数に応じて、当社の利用部門と他事業者でご負担していただくかざるを得ないと考えます。</p> <p>なお、ブライカツパコストの大半は、当社の利用部門が負担していることから他事業者のみが過度の負担となっているとの指摘は当たらないものです。</p> <p>また、「接続料算定より除外等見直し対象例」としてあげている案については以下のとおりと考えます。</p> <p>＜接続事業者のコロケーションがない局舎のメタル回線設備＞ ブライカツパ接続料の算定にあたっては、当社の利用部門か他事業者が利用している回線かを区別することなく、設備に着目してコストと需要を把握し平均的な料金を算定しており、コロケーションのないビルのコストや回線を別に扱うことは、当社利用部門と他事業者を別に扱うこととなり適当ではありません。</p> <p>＜RSBM(事業者がコロケーションできないRT)とピアシステムの下部のメタル回線設備＞ RSBMにかかるコスト及びピアシステムの下部のメタル回線見合いのコストについては、ブライカツパ回線のコストに含まれていません。 (NTT 東西)</p>	<p>○ 接続料は、実際に発生した設備コストを当該設備を利用する接続事業者と NTT 利用部門において負担するものであり、①当該設備を将来的に利用部門・接続事業者双方が利用する可能性があること、②コストは利用芯線のみが発生するのではなく、効率化の観点から 1000 芯ケーブルを敷設するといった実態もあり、設備単位で発生するものであることから、未利用設備に係るコストについても、双方が応分の負担をすることが適当である。</p> <p>他方、メタル回線については、①PSTN から IP 網へのマイグレーションやメタル回線から光回線への需要シフトを受け、近年その利用率が継続的に過半数を下回るまで低下を続けていることに加え、②今般、一定の条件のもとで、光回線を利用する光 IP 電話がメタル回線を利用する加入電話とともにユニバーサルサービスの対象となったことを踏まえると、接続料算定の適正性を引き続き確保する観点から、現在の未利用となっている芯線のすべてが将来的に利用される見込みかどうかといった検証が必要と考えられるため、まずは総務省において実態を把握することが適当である。</p> <p>ついでには、NTT 東西において、以下の点について、平成 23 年度接続料の再計算報告時まで総務省に報告することが適当である。(要請) ①平成 12 年度末から平成 22 年度末におけるメタル回線の利用率(局出しベース)</p>

○ 未利用芯線分コストの負担範囲の見直し
ソフトバンク殿のご指摘の通り、メタル回線における未利用芯線分コストについては、接続事業者の負担範囲を適切なものとして頂く必要があると考えます。

現状、メタル回線においては、需要の減少傾向に伴って利用芯線率が低下の一途を辿り、解消の見込みは無い状況です。そのような中で、結果的に未利用芯線分コストは、例えば加入電話のみに利用される設備等、接続事業者による利用の期待可能性が無い範囲まで、接続事業者及びそのサービス利用者が負担する構造となっている可能性がります。

＜メタル回線における芯線利用率＞



この問題を解決する施策として、以下の2点が考えられます。

- ① 加入電話のみに利用される設備及び稼働休止設備(利用見込みが無く保守等を停止中の設備等)等のコストをドライカッパ接続料の算定対象から除外
- ② メタル回線設備の合理的な在庫率の設定と、これに基づきNTT東西殿のコスト削減目標を付与
なお、検証を行う上で、①については加入電話に

- ② 平成22年度末におけるメタルケーブルの利用
率(ケーブル単位。局出しベース)
- ③ 下部区間におけるメタル回線の利用状況(東西各10件程度のサンプリ調査)
- ④ 平成22年度におけるメタル回線の撤去実績

また、上記①～②については、接続料算定の
透明性を一層向上させる観点から、総務省への
報告に加え、一般に開示することが適当である。

	<p>のみ利用される設備と稼働休止設備の設備量並びに割合、及び②についてはメタル回線の区間毎の加入電話と接続事業者が利用しているドライイッパの稼働率の開示をNTT東西殿にてご協力頂く必要があると考えます。</p> <p>また、「光の道」構想に基づき、情報通信審議会にて「グローバルバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方」の答申が出され、ユニバーサルサービスの対象を従来の加入電話から、加入電話又は加入電話に相当する光 IP 電話とする方針が示されましたが(※3)、これにより、今後ユニバーサルサービスの対象として光 IP 電話が選択されたエリアについては、メタル回線の新規利用見込みは無くなるものと考えられます。</p> <p>従って、接続事業者のコスト負担を適正なものとするために、当該エリアのメタル回線コストについてはドライイッパ接続料の算定対象から控除する必要のあるものと考えます。</p> <p>(※3) 総務省 グローバルバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方 答申 2010年12月</p> <p>第3章 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方</p> <p>第1節 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲</p> <p>イ 今回の見直しの趣旨と基礎的電気通信役務</p> <p>今回の見直しは、電気通信サービスの中心となるインフラがメタルから光へ移行することに伴い、二重投資回避等の観点から、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話」から、「加入電話又は加入電話に相当する光IP電話」とするものであり、基礎的電気通信役務の規定に則して考えると、全国どこでも原則として地域間格差なく利用で</p>	
--	---	--

	<p>きるサービスの対象が、(緊急通報、第一種公衆電話を含む)「加入電話」であったものが、「加入電話」又は「加入電話に相当する光IP電話」のいずれかが利用できればよいとするものである。 ～略～ (イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 3. NTT 東西へのコスト削減方策の要請 ドライカッパ接続料等を構成する費用項目において、利用回線数の減少に応じたコスト削減効果が見られないことから、NTT 東西に対し、未利用となっているメタル回線コストを接続料算定の対象から除外するなど、現状の利用状況に応じたコスト削減が実現可能となる具体的な方策の提示を要請いただくとともに、NTT 東西自らのコスト削減インセンティブが機能する施策の検討を要望いたします。 (15社連名)</p>	
<p>意見8 NTT 東西は、PSTN のマイグレーションに関する概括的展望のみならず、メタル回線の設備移行計画など、接続事業者がメガジー系サービスを維持するために必要となる情報を早期かつ積極的に開示すべき。</p> <p>○ また、平成 22 年 11 月 2 日に NTT 東西殿より「PSTN のマイグレーションについての概括的展望」が示されましたが、メタル回線設備移行計画等、接続事業者にとってサービス維持やドライカッパ接続料等の検討に資する情報は提示されていないため、NTT 東西殿は、接続事業者の要望する必要な情報を早期かつ積極的に開示すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ また、接続料の算定方法見直しにあたっては、し</p>	<p>再意見8</p> <p>○ PSTNマイグレーションについては、PSTNからIP系サービスへの需要のシフト及びPSTN交換機の寿命等を勘案し、概ね10年後の2020年頃からPSTNからIP網へのマイグレーションを開始し、2025年頃に完了を想定している旨、昨年11月に公表したところです。 その際、メタルから光へのマイグレーションについては、サービスの創造やICTの活用等を促進することにより需要を喚起して光の普及を進めることでマイグレーションを進めるとともに、メタル利用ユーザ数が少なくなった段階で代替サービスの</p>	<p>考え方8</p> <p>○ 電話網からIP網への円滑な移行の在り方をはじめとしたフローバンド普及促進のための環境整備の在り方については、3月1日付けで総務大臣より情報通信審議会に対し諮問が行われたところであり、本年中を目的に成案を得ることとされている。 総務省においては、IP網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、上記諮問に対する答申を踏まえつつ、本年中を目的に成案を得ることが適当である。 NTT 東西においては、上記審議会における検</p>

ガシー系サービスをいつまで維持し、その後のように扱っていくのか、その計画をNTT東・西は速やかに開示すべきです。
(KDDI)

意見9 回線管理運営費については、メタル回線の需要減に応じたコスト効率化ができていないと考えられるため、接続料が上昇しないようコストコントロールを有効に機能させるべき。

○ 回線管理運営費について

本申請案の回線管理運営費については、NTT西殿のライオンシェアリングを除き概ね昨年度よりも上昇しております。主な要因としてメタル回線数の需要減少にNTT東西殿のコスト効率化が対応出来ていないものと考えられます。
従って、NTT東西殿に対して、各年度における回線管理運営費の水準が上昇しないように、コストコントロールを有効に機能させる施策の導入を検討する必要があります。

※以下データの出所は、NTT東西殿認可申請案及び確定概報

	H22年度	H23年度	差額	増減率
NTT東				
ライオンシェアリング	¥38	¥42	4	10.5%
PHS基地局・ブライ	¥41	¥42	1	2.4%
カッパ・光ブライ	¥50	¥46	▲4	▲8.0%
NTT西				
PHS基地局・ブライ	¥58	¥60	2	3.4%
カッパ・光ブライ				

<回線管理運営機能算定に使用した回線数の比較>

	NTT東		NTT西		増減	
	H22年度	H23年度	H22年度	H23年度		
電線等	21,957,493	19,999,806	▲1,957,687	22,198,068	20,576,102	▲1,621,566
PHS基地局回線	292,066	179,481	▲122,585	189,646	159,459	▲10,196
ライオンシェアリング	3,296,993	2,954,909	▲341,884	2,719,034	2,526,135	▲386,699
ブライカッパ	2,898,150	2,926,476	▲27,674	2,501,933	2,908,735	▲43,178
光ブライ	294,591	335,159	40,568	215,291	249,458	34,177
上記以外の回線	8,290,734	9,161,233	870,499	6,671,362	7,376,544	704,182

提案を行う旨、合わせて公表しているところです。
なお、現在の接続約款において、メタル線を撤去する場合には、撤去開始の4年前に協定事業者へ通知するルールがあるため、当社はルールを遵守し、遅くともライオンシェアリング開始の4年前までのしかるべき時期に、具体的な実施時期等をお知らせいたします。
(NTT 東西)

再意見9

○ ライオンシェアリングについては、回線数が▲11.8%減少し、コストは若干それを下回る▲10.0%の削減であったため、調整額加算前で+1円の値上がり、さらに調整額を加算することにより、合計で+4円の値上がりとなっています。
なお、ライオンシェアリング以外については、回線数が▲2.1%減少したのに対し、コストは▲7.9%と需要減以上に削減しており、調整額加算前では▲3円の値下がりとなっていますが、調整額の加算により+1円となったものです。

当社としては、今後ともSO処理稼働の効率化等を図り、コストの削減に努めていく考えです。

ライオンシェアリング

	H21運用料金 (H19実績)	H22運用料金 (H20実績)	前年増減	H23運用料金 (H21実績)	前年増減	前年増減率
接続料(1回線当たり)	44円	38円	▲6円 ▲13.6%	42円	4円	10.5%
調整前料金	44円	42円	▲2円 ▲4.5%	43円	1円	2.4%
原価	19億円	17億円	▲2億円 ▲10.5%	19億円	▲2億円 ▲10.0%	
回線数	3345千回線	3236千回線	▲109千回線 ▲3.2%	2894千回線	▲342千回線 ▲11.8%	

ライオンシェアリング以外

	H21運用料金 (H19実績)	H22運用料金 (H20実績)	前年増減	H23運用料金 (H21実績)	前年増減	前年増減率
接続料(1回線当たり)	62円	41円	▲21円 ▲33.9%	42円	1円	2.4%
調整前料金	62円	50円	▲12円 ▲19.3%	52円	▲3円 ▲5.9%	
原価	24億円	23億円	▲1億円 ▲4.2%	21億円	▲2億円 ▲8.7%	
回線数	3269千回線	3415千回線	144千回線 4.4%	3341千回線	▲27千回線 ▲0.8%	

討に資するよう、接続約款に規定された情報開示措置に加え、個々のリガシー系サービスの移行見通し、代替サービスの見通しなど、必要な情報について可能な限り提供することが適当である。(要請)

考え方9

○ 回線管理運営費については、NTT 東日本のライオンシェアリングを除きコストの減少が需要の減少を上回っているところであるが、調整額による減額分が昨年度よりも少なかったことにより、調整額加算後の接続料が(NTT 西日本のライオンシェアリングを除き)昨年度に比べ上昇したものである。

したがって、申請案の接続料について直ちに問題があるとは認められないが、NTT 東西においては、引き続き効率化等により接続料コストの削減に努めることが適当である。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

(NTT 東日本)

○ ラインシェアリングについては、回線数が▲14.3%減少し、コストはそれを上回る▲19.9%の削減であったため、調整額加算前で▲3円の値下がり、さらに調整額を加算することにより、合計で▲4円の値下がりとなっています。

なお、ラインシェアリング以外については、回線数が▲1.0%減少したのに対し、コストは▲6.6%と需要減以上に削減しており、調整額加算前では▲5円の値下がりとなっていますが、調整額の加算により+2円となったものです。

当社としては、今後ともSO処理稼働の効率化等を図り、コストの削減に努めていく考えです。

ラインシェアリング

	H21運用料 (H19実績)	H22運用料 (H20実績)	前年増減	前年増減率	H23運用料 (H21実績)	前年増減	前年増減率
接続料(回線当たり)	50円	50円	▲5円	▲5.1%	46円	▲4円	▲8.0%
調整前料金	53円	53円	0円	0.0%	50円	▲3円	▲5.7%
原価	20億円	17億円	▲3億円	▲12.5%	14億円	▲3億円	▲19.9%
回線数	3,110千回線	2,713千回線	▲397千回線	▲12.8%	2,326千回線	▲387千回線	▲14.3%

ラインシェアリング以外

	H21運用料 (H19実績)	H22運用料 (H20実績)	前年増減	前年増減率	H23運用料 (H21実績)	前年増減	前年増減率
接続料(回線当たり)	78円	58円	▲20円	▲25.6%	60円	2円	3.4%
調整前料金	78円	74円	▲4円	▲5.1%	69円	▲5円	▲6.6%
原価	38億円	36億円	2億円	4.5%	35億円	▲2億円	▲6.6%
回線数	2,151千回線	2,946千回線	1,895千回線	7.1%	2,917千回線	▲34千回線	▲1.0%

(NTT 西日本)

○ イー・アクセス殿、イー・モバイル殿の意見に賛同します。回線管理運営費の各費用項目にについて削減目標等を定めるなどの需要削減に沿ったコスト削減を図るべきと考えます。
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

意見10 作業単金の費用に計上されている退職給与費について、資金運用の結果による費用増加分は、NTT 東西が内部留保を取り崩して補填する

再意見10

考え方10

<p>か、年金運用成績を開示し、接続事業者による検証を可能とすべき。</p>		
<p>○ (1)作業単金について 作業単金の費用項目の中で退職給与費がここ2、3年上昇していることについては NTT 東西殿の年金資金運用が失敗した結果とのことですが、年金資金運用の良し悪しによる年金運用実績の変動は、その年金の運用先を選定し委託及び使途している NTT 東西殿のみが負担すべきであり、確定給付型年金の年率運用ジョイントについては、接続事業者が負担するのではなく NTT 東西殿の内部留保を取り崩して補填すべきと考えます。 また、内部留保を取り崩しての補填を行わないのであれば、接続事業者の予見性を高めるため、NTTの毎期の年金運用成績を開示し、退職給与費の影響額について接続事業者で検証可能とすることを要望します。なお、年金運用益が予定を上回った場合については、作業単金での退職給与費をマイナス計上すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 退職給与費は、将来的な給付に備え、積み立てる退職給付債務のうち当期に発生したコストです。 当該コストは、年金資産の運用収益(見込み)を控除した後の当年度に積み立てる必要がある額(見込み)に加え、前年度までの見込みと実績との差分(「数理差異J」)もコスト計上することとされています。 これらは設備を保守運営していくために必要なコストであり、国内の会計基準上、コストとして計上すべきものであることから、他事業者にご負担いただくコストとして適正なものと考えます。 また、年金資産の運用環境によっては、ライナスの数理差異が発生し、退職給与費がライナスとなる場合もありますが、結果として作業単金に反映されることとなります。 なお、持株会社の有価証券報告書において、年金資産運用収益率の実績を既に開示しています。 (NTT 東日本)</p> <p>○ 当社の退職給与金は、国内の会計基準に則り、前年度までに発生した運用収益の見込みと実績との差分である数理差異を含めてコスト計上しています。 作業単金における退職給与費は、当社の作業員が設備の工事・保守等を実施するにあたり必要となる人的コストのうちの退職給与金相当であり、当年度において現に発生するコストであることから、他事業者にご負担いただくことは適正なものであると考えています。 また、年金資産の運用環境によっては、ライナ</p>	<p>○ 平成20年度の退職給与費については、景気の悪化を受け、年金資産の運用収益の見込みと実績に差分が生じたため、退職給与費に計上すべき費用が増加したものであるが、これはNTT東西が負担している設備の保守運営のために必要となる人的コストであり、作業単金の一部として接続料原価に算入することが不相当であるとまでは言えない。 なお、年金資産運用収益率については、NTT持株の有価証券報告書において開示される形で一定程度の予見可能性が確保されており、当該運用実績についても、他の一般的な同規模企業に比べて合理性を欠くものとは認められない。</p>

	<p>○ 工事費・手続費の作業単金について 本申請案において、工事費・手続費算定の作業単金はNTT東西殿共に上昇しております。この要因としては、退職給与費比率の大幅な上昇に伴い総コストが膨張しているものと想定されます。また、工数については平成18年度以降改善が見られず、工事や手続きにおけるNTT東西殿の業務効率化については引き続きコスト削減が図られていないものと考えます。</p> <p>このことから、NTT東西殿においては退職給与金</p>	
<p>意見11 工事費や手続費の算定に用いる作業時間について、業務効率化や習熟度を考慮して見直しを図るべき。</p>	<p>○ 工事費・手続費について 作業時間の見直しは情報通信審議会答申（平成18年2月28日）において、「工事費・手続費の作業時間は、新サービスやシステム化の影響を受けるもの等について必要に応じて作業時間の見直しを行うことが必要である」という考え方が示されているところです。しかしながら、従来のサービスにおいても、作業の業務効率化や熟練することによる工数の削減等による効率化はなされているものと考えられることから、これらを反映するよう作業時間を見直し、接続料に反映させるべきと考えます。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	<p>○ 工事費・手続費については、実際費用方式に基づくH17年度の接続料等の改定に係る審議会答申（H18.2.28）を踏まえ、作業時間の見直しを適宜実施しており、業務の熟練化が反映された効率的な作業時間となっております。</p> <p>なお、今後もシステム化等による作業環境の変化があった場合は、作業時間を見直す考えです。（NTT 東日本）</p>
	<p>○ 工事費・手続費算定の作業単金について 本申請案において、工事費・手続費算定の作業単金はNTT東西殿共に上昇しております。この要因としては、退職給与費比率の大幅な上昇に伴い総コストが膨張しているものと想定されます。また、工数については平成18年度以降改善が見られず、工事や手続きにおけるNTT東西殿の業務効率化については引き続きコスト削減が図られていないものと考えます。</p> <p>このことから、NTT東西殿においては退職給与金</p>	<p>○ 工事費・手続費について ソフトバンク殿のご指摘の通り、工数においては業務の効率化や習熟度を反映し見直しを実施すべきと考えます。</p> <p>また、前回弊社意見書で指摘した通り、工数の面での効率化に併せて作業単金のコスト削減に</p>
	<p>再意見11 (NTT 西日本)</p>	<p>○ 工事費・手続費について ソフトバンク殿のご指摘の通り、工数においては業務の効率化や習熟度を反映し見直しを実施すべきと考えます。</p> <p>また、前回弊社意見書で指摘した通り、工数の面での効率化に併せて作業単金のコスト削減に</p>
	<p>考え方11</p>	<p>○ NTT 東西においては、平成 18 年2月28日付け情報通信審議会答申を踏まえ、新サービスに係る工事費等やシステム化の影響を受ける工事費など、作業工数や作業環境の変化が認められる手続き等の作業時間について適時再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが必要である。</p>

等の作業単金に係るコスト効率化に努めると共に、工数についても作業における業務習熟度等を考慮し短縮化が可能な筈であり、コストと工数の双方から積極的な業務効率化に取り組んで頂く必要があると考えます。

<作業単金の比較>

	H22年度	H23年度	差額	増減率
NTT東	¥6,207	¥6,233	26	4.2%
NTT西	¥6,169	¥6,228	59	9.6%

<退職給与金の比較>

	H22年度	H23年度	差額	傾向
NTT東	10,999(1.2%)	22,598(2.4%)	11,599	約2.1倍
NTT西	10,272(1.2%)	24,389(2.9%)	14,117	約2.4倍

(単位：百万円)
※カッコ内の数字は退職給与費比率

<工数の推移>

	NTT東		NTT西	
	H17年度	H18~23年度	H17年度	H18~23年度
POP調査費用	1,903	1,418	1,640	1,978
POI調査費用	0.125	0.135	0.150	0.153
総経路設備調査費	0.368	0.345	0.410	0.317
設計費用	8,092	7,788	8,215	8,003
電力 ≥ 10 等の設備1種額	5,572	5,500	5,587	5,560
電力 ≥ 10 等の設備2種額以上	4,027	3,688	3,298	3,335
電力 ≥ 10 等の設備3種額以上	1,450	1,430	1,495	1,403
電力 ≥ 10 等の設備4種額以上	1,373	1,315	1,432	1,357
立会費用	1,125	1,095	1,178	1,070
備置購入	1,859	1,763	1,693	1,592

(単位：時間)

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見12 料金回収手続費の現在の算定方法は、コスト削減インセンティブが働きにくいいため、追加的に発生する増分費用に基づく算定方法等に見直しを行うべき。

○ (4) 料金回収手続費について
本申請案において、料金回収手続費は NTT 東西殿ともに値上げとなっています。これは、料金回収に係る全体費用と全体需要から算出する現在の算定方式では、NTT 東西殿におけるコスト削減のインセンティブが働きにくいことが主な要因であると考えます。今後は、NTT 東西殿が接続事業者の料

についても、NTT 東西殿において実施頂く必要があります。
(イー・アクセス、イー・モバイル)

再意見12

○ 当社が他事業者の料金を請求・回収するためには、自らの料金を請求・回収する場合と同様に、通話毎のデータ蓄積・料金計算、請求金額の確定・請求・収納・回収といった業務が必要です。そのため、情報通信審議会答申(※)の中にあるように、これらに係るコストについて、当社請求書により料金請求等を行う事業者(当社含む)の

考え方12

○ 料金回収手続費に関しては、平成20年3月27日付け情報通信審議会答申を踏まえ、NTT東西の利用部門と接続事業者との競争中立性を確保する観点から、増分費用に基づく算定方法を採用するのではなく、全費用をNTT東西の利用部門と接続事業者が応分に負担することが適当である。

金を回収することにより、追加的に発生する増分費用に基づく算定方法※の見直しを行う等、料率の上昇を抑制し、NTT 東西殿に一層のコスト削減インセンティブが働くような施策の検討が必要であると考えます。

なお、料金回収手続費原価の一つである回収不能相当額については、前年度と比較(調整加算後)して、NTT 東日本殿では約1.6倍、NTT 西日本殿では約2.7倍と大幅に上昇しています。NTT 東西殿においては、その要因及び対策等詳細を説明する必要があります。

※増分費用に基づく算定方法については、下記意見書の17,18ページを参照願います。

<http://warpan.dti.go.jp/info:ndjip/bid/1052035/www.sou>

mu.go.jp/menu/news/s-

news/daijinkanbou/040524_3.pdf

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

通信回数や請求内訳項目数等に依りて按分して計算することは合理的な方法と考えます。

また、当社の利用部門は、利用見合いで他事業者と同等の接続料を負担することでコストの大半を負担しており、コスト削減へのインセンティブは十分働いています。

回収不能相当額は、昨今の経済状況の悪化により、お客様からの料金回収が不能となるケースが増加したことを受け上昇しているものですが、クレジットカード決済の利用拡大に取り組むこと等により回収率の向上を図る考えです。

なお、対前年で約1.6倍となっておりますが、これは調整額の影響も含まれており、調整額加算前では約1.2倍程度となっております。

※参考：情報通信審議会答申(H20.3.27)

NTT東西の第一種指定電気通信設備利用部門(以下「利用部門」という。)と接続事業者との競争中立性を確保する観点から、意見にあるようなNTT東西が接続事業者の料金を回収することにより追加的に発生する増分費用に基づく算定方法を採用することは合理的とは言えず、全費用をNTT東西の利用部門と接続事業者が応分に負担する方法に合理性が認められる。

＜参考＞回収不能相当額の推移

	H19年度	H20年度	H21年度
調整額加算後	10.5億円	28.5億円	44.7億円
対前年増減		(+18.0億円)	(+16.2億円)
対前年増減率		(+171%)	(+57%)
(参考)調整額加算前	10.5億円	23.8億円	27.4億円
対前年増減		(+13.3億円)	(+3.5億円)
対前年増減率		(+127%)	(+15%)

(NTT 東日本)

○ 当社が他事業者の料金を請求・回収するためには、自らの料金を請求・回収する場合と同様に、通話毎のデータ蓄積・料金計算、請求金額の確定、請求・収納・回収といった業務が必要です。

回収不能相当額の増減については、調整額の加算前で比較する方がより実態に近いと考えられるところ、調整額加算前では、NTT 東西の再意見にあるとおり、対前年度1.2倍または1.3倍となっており、昨今の経済状況及びNTT 東西の回収率向上の取り組みを踏まえると、不適當であるとまでは言えない。

なお、NTT 東西においては、引き続き回収不能額の低減に努めることが適當である。

そのため、情報通信審議会答申(※)の中にあるように、これらに係るコストについて、当社請求書により料金請求等を行う事業者(当社含む)の通信回数や請求内訳項目数等に依りて按分して計算することは合理的な方法と考えます。

また、当社の利用部門は、利用見合いで他事業者と同等の接続料を負担することでコストの大半を負担しており、コスト削減へのインセンティブは十分働いています。

回収不能相当額は、昨今の経済状況の悪化により、お客様からの料金回収が不能となるケースが増加したことを受け上昇しているものですが、クレジットカード決済の利用拡大に取り組むこと等により回収率の向上を図る考えです。

なお、対前年で約2.7倍となっておりますが、これは調整額の影響も含まれており、調整額加算前では約1.3倍程度となっております。

※参考：情報通信審議会答申(H20.3.27)

NTT東西の第一種指定電気通信設備利用部門(以下「利用部門」という。)と接続事業者との競争中立性を確保する観点から、意見にあるようなNTT東西が接続事業者の料金を回収することにより追加的に発生する増分費用に基づき算定方法を採用することは合理的とは言えず、全費用をNTT東西の利用部門と接続事業者が応分に負担する方法に合理性が認められる。

＜参考＞回収不能相当額の推移

	H19年度	H20年度	H21年度
調整額加算後	15.1億円	2.6億円	7.2億円
対前年増減		(▲12.5億円)	(+4.6億円)
対前年増減率		(▲82.5%)	(+173.5%)
(参考)調整額加算前	15.1億円	8.0億円	10.7億円
対前年増減		(▲7.1億円)	(+2.7億円)
対前年増減率		(▲47.2%)	(+34.0%)

(NTT 西日本)

<p>意見13 優先接続受付手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費について、今後必要の減少に伴う上昇が想定されることから、更なる効率化とともに、算定の在り方を早急に検討すべき。</p>	<p>再意見13</p>	<p>考え方13</p>
<p>○ (3) 優先接続受付手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費 優先接続受付手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費は、共に運営費が減少傾向にあるものの、対象件数が運営費削減以上に減少幅が大きく、単価としては値上げとなっています。両者とも PSTN 回線の減少により、今後も件数の大幅減少が見込まれているところであり、当該費用の値上げ傾向を回避するためには、更なる効率運営を実施するべきと考えます。また、本費用のように、PSTN サービスの縮小に伴い、利用が減少する接続料については、利用者への影響が生じないよう、接続料算定方式自体を見直し、値上げ傾向を抑えるべく、早急に検討を実施すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 優先接続受付手続費の適正性について 優先接続受付手続費は、以下の計算手順により算出されます。 ①事業者間精算対象額＝全体費用(②設備管理運営費＋他人資本費用＋自己資本費用＋利益対応税)－(③事業者識別番号等変更料(利用者負担分)) ②設備管理運営費は、全体費用のうち約 99.7%を占めます。 ④1 区分当たりの手続費＝①事業者間精算対象額÷⑤登録受付区分数 この手続費算定の根拠となる⑤登録受付区分数等は四半期毎に開示されていますが、②設備管理</p>	<p>○ <優先接続受付手続費> 優先接続受付手続費については、コストは▲7.0%減少しましたが、コストから控除される事業者識別番号等変更料(お客様がご負担するライオン登録料)の総額が▲12.9%減少し、登録受付区分数が▲11.9%減少したため、+11円の値上がりとなっています。 当社としては、実際に発生したコストを他事業者にご負担いただくことは適正であると考えていますが、今後とも、コスト削減に努めていく考えです。 当該手続費に係る手続費水準の予見性確保については、これまでライオン受付システムの更改や東西のライオンセンタの統合等、大幅なコスト変動が予測される施策を実施する際には、事前にライオン事業者協議会を通じて当該施策の概要・時期・コスト削減効果等を周知しています。 また、登録受付区分数等についても、実際費用方式に基づくH21年度の接続料等の改定に係る審議会答申(H21.2.24)を踏まえ、四半期ごとにその実績を開示しています。当社としては、今後とも、手続費水準の予見性確保に努めていく考えです。 <みなし契約者に関する宛名情報提供手続費> みなし契約者に関する宛名情報提供手続費は、コストは▲0.3%減少しましたが、利用見込件数が▲17.1%減少したため、+1.53円の値上がりとなっています。 当社としては、実際に発生したコストを他事業者にご負担いただくことは適正であると考えてい</p>	<p>○ 優先接続受付手続費については、設備管理運営費から、ユーザのライオン登録料相当を差し引いた額が事業者間精算対象額となるため、当該登録受付件数等が接続料の水準にも影響を与えているところである。 このため、他事業者の手続費水準の予見性を高める観点から、NTT 東西においては、ライオン受付システムの更改等に当たってはライオン事業者協議会を通じた周知を行っており、登録受付区分数等についても、当審議会答申(H21.2.24)を踏まえ、四半期ごとにその実績を開示していることから、必要な情報は開示されているものと認められるが、NTT 東西においては、利用見込み件数の減少に応じた一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。 ○ みなし契約者に関する宛名情報提供手続費についても、需要の減少分がコストの減少分を上回ったため値上がりとなっているところであるが、NTT 東西においては、利用見込み件数の減少に応じた一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。 ○ なお、電話網からIP網への円滑な移行の在り方を含むブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方については、3月1日付けで総務大臣より情報通信審議会に対し諮問が行われたところであり、本年中を目途に成案を得ることとされている。 総務省においては、IP網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、上記諮問に対する答申を踏まえつつ、本</p>

運営費(全体費用)として内訳がありません。

昨年度のパブリックコメントでは、弊社は②設備管理運営費には登録受付区分数見合いで変動するコストとそれ以外の固定費相当のコストが存在するものと想定し、その内訳の開示がされることで同手続費の適正性が確認できるものであると意見しましたが、単一費用のため内訳を開示できない事情になったとの見解でした。

この優先継続受付手続費はタイムラグ精算の対象であるため、コスト削減努力の有無とは関係なく、要回収額を確実に回収できます。費用内訳が開示され、登録受付区分数の減少以上に変動費相当コストの減少を定量的に確認できてこそ、NTT 東西殿のコスト削減努力を評価すべきものと考えます。

ライオン提供事業者にとっては同手続費の料金水準が経営に与える影響は多大であることをご配慮の上、変動幅が大きく予見し難い同手続費の適正性についてご検討頂くことを要望します。

また将来に渡っては、更なるアナログ電話市場の縮減に伴い、同手続費の上昇が続くことが想定されます。昨年度答申に示す接続料のみならず同手続費に関しても、算定の在り方をご検討いただきたいと思います。

表：優先継続受付手続費の設備管理運営費と登録受付区分数の推移

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
ライオン適用年度				
設備管理運営費(千円)	3,988,166	4,031,250※	3,269,111	3,037,914
前年度比		1.1%	▲18.9%	▲7.1%
登録受付区分数(千件)	30,407	23,534	19,286	16,954
前年度比		▲22.6%	▲18.1%	▲12.1%
適用料金	0.12円	56円	47円	58円
前年度比		46,567%	▲16.1%	23.4%

※：システム更改に伴うデータ移行費等の一時的な費用を含む。

上表のとおり設備管理運営費と登録受付区分数の推移から、登録受付区分数の減少に伴い設備管理運営費が減少していることが分かります。しかし両者は比例関係にないため、設備管理運営費には

ますが、今後とも、コスト削減に努めていく考えです。(NTT 東日本)

○ <優先継続受付手続費>

優先継続受付手続費については、コストは▲7.0%減少しましたが、コストから控除される事業者識別番号等変更料(お客様が負担するライオン登録料)の総額が▲12.9%減少し、登録受付区分数が▲11.9%減少したため、+111円の値上がりとなっています。

当社としては、優先継続のお申込に対応するために必要な体制を整えており、他事業者の円滑な業務運営に必要なコストをご負担いただくことは適正であると考えていますが、今後とも、コスト削減に努めていく考えです。

当該手続費に係る手続費水準の予見性確保については、これまでもライオン受付システムの更改や東西のライオンセンタの統合等、大幅なコスト変動が予測される施策を実施する際には、事前にライオン事業者協議会を通じて当該施策の概要・時期・コスト削減効果等を周知しています。

また、登録受付区分数等についても、実際費用方式に基づくH21年度の接続料等の改定に係る審議会答申(H21.2.24)を踏まえ、四半期ごとにその実績を開示しています。当社としては、今後とも、手続費水準の予見性確保に努めていく考えです。

<みなし契約者に関する宛名情報提供手続費>
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費は、コストは▲1.0%減少しましたが、利用見込件数が▲16.6%減少したため、+1,622円の値上がりとなっています。

当社としては、みなし契約者の宛名情報を提供するために必要な体制を整えており、他事業者の

年中を用途に成案を得ることが適当である。

<p>固定費相当のコストが存在することは明らかです。 (フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>円滑な業務運営に必要なコストをご負担いただくことは適正であると考えていますが、今後とも、コスト削減に努めていく考えです。 (NTT 西日本)</p> <p>○ フュージョン・コミュニケーションズ殿意見に賛同いたします。優先接続受付手続費については、設備管理運営費以上に登録受付区分数の減少幅が大きいため、上昇傾向となっております。 今後もアナログ電話サービス回線減少とともに登録受付区分数も大幅減少が見込まれるため、設備管理運営費の更なる削減を実施しなければ当該手続費の上昇傾向が継続すると考えられます。よって、設備管理運営費削減のため当該費用の内訳開示による適正性の確認を実施する他、アナログ電話サービスの縮小に伴い、上昇傾向が継続する手続費については、算定の在り方を早急に検討すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>再意見14</p> <p>○ 既設光屋内配線の転用ルールが整備されたにもかかわらず、エリアによっては既設光屋内配線を効率的に利用できていないため、早期に状況を改善し、工事費用の低減や工事時間の短縮を図るべく、運用ルールの徹底を図るべき。</p>
<p>意見14 屋内配線の転用ルールが整備されたにもかかわらず、エリアによっては既設光屋内配線を効率的に利用できていないため、早期に状況を改善し、工事費用の低減や工事時間の短縮を図るべく、運用ルールの徹底を図るべき。</p>	<p>○ 当社は既設設備の有効活用に取り組んでいます。また、転用のご注文をいただいても、以下のように、お客様のご希望や設備上やむを得ない理由でご注文に沿えない場合もありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 ①お客様が新設後に既存サービスの廃止をご要望された場合 ②お客様が既設の屋内配線とは別の場所に配線してほしいと要望された場合</p>	<p>○ 既設光屋内配線の転用に当たり、NTT 東西から示されたような個別事情があることを踏まえても、エリアによって転用率に有意な差が継続して生じている場合は、エリアにおける NTT 東西側の現場レベルでの対応に何らかの差が生じている可能性も否定できないことから、当事者間で協議を行い、例えば、転用率が高いエリアをカバーする支店で積まれたノウハウを転用率の低いエリアをカバーする支店にも共有するなど、転用ル</p>
<p>○ 【光屋内配線工事費】 ＜既設光屋内配線の転用ルールについて＞ 既設光屋内配線について、転用ルールがあるにもかかわらず、エリアによって転用率に差がある状況は、既設光屋内配線が未だ効率的に利用されていないことを示しています。そのため、NTT 東・西においては、ユーザー利便向上のため、早期にこの状態を改善し、工事費用の低減や工事時間の短縮を図るべく運用ルールの徹底をすべきと考えます。</p>	<p>再意見14</p>	<p>考え方14</p>

<p>(KDDI)</p>	<p>③スプリッタの設置場所が離れており、引込線を新設せざるをえない場合 等 なお、他事業者におかれましては、お客様のご希望に沿った工事内容でのご注文をお願いいたします。(上記①②) (NTT 東日本)</p> <p>○ 当社は設備の効率的利用に努めていますが、既設光屋内配線については以下のようなケースにおいて転用ができませんので、仮にKDDIが複数エリアでのサービス提供を開始された際には、転用率に差異が発生し得るものと考えられます。 ①転用工事を行うにあたって、お客様から屋内配線を別の場所へ配線してほしいとご要望されるケース ②既設回線と新設回線を収容するスプリッタの設置場所が離れているため、引込線を新設せざるを得ないケース 等 (NTT 西日本)</p>	<p>ールの円滑な運用を促進していくことが適当である。</p>
<p>意見15 既設屋内配線の転用に当たり、既設光コンセントを利用する場合の無派遣工事メニューは、お客様毎の光コンセントの有無についての管理が徹底されていないため、実際には利用可能な状態となっていない。ユーザの利便性の観点から、早期に利用可能な状態とすべき。</p>	<p>再意見15</p> <p>○ 当社は、当社が設置した光コンセントの管理に努めていますが、光コンセントはお客様宅内に設置される設備であるため、お客様が当社に連絡しないで変更・撤去されることは避けられないものと考えています。 したがって、注文の際にお客様と対応される他事業者(利用部門)に、光コンセントの有無をお客様にご確認いただくようお願いしています。(昨年9月に認可を受けた接続約款に規定していま</p>	<p>考え方15</p> <p>○ 既設光屋内配線の転用ルールを踏まえ規定された接続約款第34条の4第11項において、ユーザからの申込を受けた際に、光コンセントの有無を含む光屋内配線の設置態様等を接続申込者がユーザに対して確認するものと規定されているところである。 これにしたがって、既設光屋内配線の転用を求める接続事業者においてユーザの状況把握に努めるとともに、NTT 東西においても、自らが設</p>
<p>○ <NTT東日本における無派遣工事について> NTT東日本において、既設光コンセントを利用する場合、無派遣工事メニューを設定しているにもかかわらず、お客様毎の光コンセントの有無についての管理が徹底されていないため、実際に利用できないメニューになっている状況は、ユーザの利便性の観点から問題であると考えます。早急に管理徹底を図り、利用可能な状態にし、ユーザの利便性向上に寄与できるようにすべきと考えます。</p>		

<p>(KDDI)</p>	<p>す。) 宅内無派遣工事の推進には、光コンセントの確認が必須であるため、お客様対応にご協力いただきますようお願いいたします。(NTT 東日本)</p>	<p>置した既設光屋内配線設備の資産把握・管理により一層努め、双方において転用ルールの円滑化を図ることが適当である。</p>
<p>意見16 NTT 西日本においても、無派遣工事メニューを早期に導入すべき。</p> <p>○ <NTT西日本における無派遣工事メニューの設定について> 光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事が必要としないため、NTT東日本における宅内工事を行わないメニューについては、NTT西日本も早期に導入すべきと考えます。 これにより、サービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現し、ユーザー利便向上を図るべきと考えます。(KDDI)</p>	<p>○ 光屋内配線工事の宅内工事を行わないメニューについては、当社として引き続き検討を進めていくところです。(NTT 西日本)</p>	<p>○ 宅内工事を行わない既設光屋内配線工事メニューの導入は、利用者利便の向上にも資するものであることから、NTT 西日本においても、その実現に向けて早期に取り組むことが適当である。</p>
<p>意見17 集合住宅においても、早期に光屋内配線の転用ルールを導入すべき。</p> <p>○ <集合住宅における屋内配線工事費の設定について> 集合住宅のユーザーに対しても選択肢の幅を広げ、利便の向上を図るため、集合住宅にも早期に転用ルールを導入すべきと考えます。(KDDI)</p>	<p>再意見17</p> <p>○ 当社は、光屋内配線の相互転用の実施に向けて、既設設備の有効活用の観点から、マンションの光屋内配線についても、昨年9月に認可を受けた戸建てと同様の考え方で転用を行うこととし、具体的な申込手続きや工法等を両者で協議したい旨、一昨年前から提案してきました。 KDDIからは、ようやく昨年11月末に、転用方法やコスト負担等は当社と同じ考え方で良いので、両者が光屋内配線を設置している物件で相互転用のトライアルを実施したいとの提案をいただきました。 現在、KDDIがトライアル物件を選ばれており、決定次第、両者でトライアルを行いたいと考えています。(NTT 東日本)</p>	<p>考え方17</p> <p>○ 平成21年10月16日付情報通信審議会答申において、マンション向け既設光屋内配線については、マンション向け光屋内配線に占める NTT 東西設置の光屋内配線のシェアが低いことを踏まえ、引き続き「接続を円滑に行うために必要な事項」と位置づけた上で、同屋内配線の転用ルールの整備に当たっては、関係事業者間の協議により定めるべき事項があることから、転用を希望する事業者及び NTT 東西において速やかに協議し内容を整理することが適当としているところ。以上の考え方に基づき、双方による具体的な協議が行われることが望ましい。 なお、同審議会答申に示されたとおり、NTT 東西の既設光屋内配線の転用については、他事業社設置の屋内配線の転用を促進する観点から、</p>

<p>意見18 DSL 開通申込受付システム等のシステム更改については、同サービスが純減傾向にある等の市場情勢を考慮の上、コスト低廉化・最適化を図るべき。</p>	<p>○ 他事業者が自前の光ファイバを敷設する場合の光屋内配線の相互転用は、審議会答申（「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(H21.10.16)）において、「自らの屋内配線の転用を認めている関係事業者と速やかに協議し、転用ルールの内容を整理することが適当」と示されているところです。</p> <p>KDDIからは、相互転用を条件とした転用ルールについて条件整備を図りたいとの要望を受けたところ（H23.2）であり、当社としては、マシジョン構内の光屋内配線の転用に係る双方の提供条件について協議を行っていただく考えです。（NTT 西日本）</p>	<p>自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である。</p>
<p>○ 市場情勢に即した更改の実施 平成22年に、NTT東西殿にてDSL事業者の利用する「DSL開通申込受付システム」のハードウェア及びソフトウェアを対象としたシステム更改が行われ、更には平成23年度第3四半期にNTT東西殿にてこちらもハードウェア及びソフトウェアを対象とした「コロケーション業務支援システム」の更改が予定されておりあります。</p> <p>これらシステム更改については、NTT東西殿におけるハードウェアの保守期限満了に伴うものと理解しておりますが、現在DSLが純減傾向にある中で各種システム更改が頻発して当該コストが接続料金に反映されることは、DSL事業者にとって大きな負担を強いることになると考えます。</p> <p>従って、NTT東西殿においてシステム更改を実施される際は、例えばシステムの更改範囲を保守期</p>	<p>○ システム更改にあたっては、原則保守期限が満了したハードウェアを更改しており、開発・運用コストや時期等を総合的に検討した上で、最も低廉な更改方法を選択しています。</p> <p>当社としては、今後とも、コスト削減に努めていく考えです。</p> <p>また、更改に先立ち、システムをご利用中の他事業者に対して、更改の概要・時期、開発概算額等を情報提供しています。（NTT 東日本）</p> <p>○ システムの更改に当たっては、ご指摘のハードウェアを一部更改する方法も含め、更改範囲・時期等を総合的に検討した上で、可能な限り低廉な更改方法を選択しており、他事業者にご負担いただくコストの低廉化・最適化を図っています。</p>	<p>○ 各種システムの更改については、原則として保守限界を迎えた場合に行うものであるところ、当該更改費用が接続料コストに事後的に反映されることなどに鑑み、NTT 東西殿においては、当該更改内容を精査した上で、最も低廉かつ効果的な方法で行うことが適当である。</p> <p>また、平成22年2月27日付当審議会答申に示したとおり、各種システムの更改に当たっては、コストの予見性及び適正性の検証可能性の観点から、接続事業者に対して必要な情報開示を行うとともに、接続事業者においても当該更改に伴う対応が必要となる点を踏まえ、新システムへの移行等が円滑に行われるように努めることが適当である。</p>

<p>限が到来するハードウェアに絞り込む等、市場情勢を考慮の上コスト低廉化、最適化を図って頂く必要があります。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>(NTT 西日本)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、NTT東・西における各種システムの更改は接続事業者の事業運営に大きな影響を及ぼします。 システム更改にあたっては、仕様や工数等の詳細な情報が開示されないため、システム更改に関するコストの適正性について、接続事業者側では判断できないまま費用負担することになります。まして、需要が減退しているサービスに関するシステムの更改は、慎重かつ最小限のコストで行われるべきと考えます。NTT東・西においては、更改に関する詳細な情報を開示すると共に、その費用対効果について総務省及び接続事業者等を交えて検証することが必要と考えます。(KDDI)</p> <p>○ イー・アクセス殿、イー・モバイル殿の意見に賛同します。システム更改費用が接続料に算入されることから、システム更改を行う場合には、NTT東西殿の利用部門においてもシステムを利用することや他のシステムとの共用化を図ること等により、コストの低減化を行うとともに、システム更改の費用について、接続事業者がその費用の妥当性を検証できるよう詳細な情報を開示すべきと考えます。 また、接続料の急激な上昇を招かないようコスト算入期間等の見直しをおこなうなどの措置が必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見19 DSL 開通申込受付システム等のシステム更改に伴う一過性のコストは、単年度の原価に算入すると接続料の急激な上昇を招くことから、複数</p>	<p>再意見19</p>	<p>考え方19</p>

<p>年度で算入する等の接続料の上昇を抑制すべき。</p>	<p>○ 変更コストに伴う接続料金上昇の抑制</p> <p>平成22年には、上述した「DSL開通申込受付システム」の他にも、NTT東西殿にて「光ファイバ開通申込受付システム」、「加入者光ファイバ概算納期情報開示システム」の各種更改が行われましたが、NTT西殿においては更改に係るコストのうち一過性コストが平成24年度接続料金における回線管理運営費の原価に一括算入されるものと理解しています。</p> <p>しかしながら、一方でメタル回線利用者の減少に伴うボライカツパ接続料金や回線管理運営費等の上昇傾向が懸念される中では、システム更改等に伴うコストを単年度の原価に算入することは接続料金の急激な上昇を招くことにつながり、その結果接続事業者に経営上の負担を与えひいては利用者利便性を低下させることになりかねません。</p> <p>従って、NTT西殿においては、今後も各種システム更改が実施される予定であることも考慮し、システム更改等の一時的に発生するコストの算入期間を複数年度とする等、上昇を抑制する措置が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ システム更改に係る費用のうち、除却費等の一過性のコストに関しては、適切な会計処理の観点から、コストを計上した年度の原価に算入することが適当である。ただし、当該コストを単年度で費用計上すると接続料算定上大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合は、NTT 東西においては、予見可能性の観点から、接続事業者に対し必要な情報を十分な時間的余裕をもって提供することが適当である。</p> <p>なお、システム更改に係る費用のうち開発費等は複数年度に渡ってコスト計上されており、適切な処理を行っていると思われる。</p>
<p>○ 【総論】</p> <p>世界的な情報化社会の進展を受け、主要各国はその分野での国際競争力を顕示しようとロードマップ・インフラ整備を国家施策として推進しています。そうした中、日本政府及び総務省殿が新成長戦略に掲げ推進する「光の道」構想は、ICT 分野における我が国の競争力の向上、及び IT 立国による日</p>	<p>○ システム更改に係るコストについては、①新システムの開発額等、将来にわたって発生するものは複数年度でコスト計上し、②現行システムの撤去費等、一時的に発生するものは当該年度にコスト計上しており、国内の会計基準に則って、適切な会計処理を実施しているところです。</p> <p>このため、システムに係る接続料については、事業者間の負担の公平性の観点から、実際にコストを計上している年度の原価に算入することが適正であると考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ システム更改の開発額については、財務会計上、複数年度でコスト計上しています。</p> <p>また、旧システムに係る撤去費用等の一時的に発生するコストについては、更改年度において実際に発生したコストであることから、当該年度の原価に参入することが適正であると考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	<p>○ ヒストリカル接続料に関する指摘については考え方のとおり。</p> <p>なお、本諮問の対象外である加入光ファイバ接続料及び NGN 接続料に関するご意見は、参考として承る。</p>
<p>意見20 同時に申請がなされている「加入光ファイバ接続料」及び「NGN 接続料」も含めた3つの接続料は、「光の道」構想の推進及びマイグレーション期における電気通信事業全体の健全な発展を図る観点から認可を判断すべき。</p>	<p>再意見20</p>	<p>考え方20</p>

本再生を進める上で極めて重要な政策であると考
えます。

今回申請がなされている「加入光ファイバ接続
料」の問題については、この重要な政策の成否を左
右するものであり、政府が推進する施策との整合性
の確保は勿論のこと、平成 20 年の前回申請以降の
市場における東日本電信電話株式会社（以下、
「NTT 東日本」という。）殿及び西日本電信電話株
会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（以下、併せて
「NTT 東西殿」という。）の独占化の進行など、現状
のルールが競争政策として大いなる課題を抱えたも
のであるとの視点に立脚した議論の推進が不可欠
であると考えます。

また、今回同時に申請がなされている「次世代ネ
ットワーク（以下、「NGN」という。）接続料」及び「レガ
シー系サービス接続料」についても、メタルから光、
レガシーから IP といった電気通信市場のパラダイ
ムシフトに際して、大きな影響を及ぼしうる重要な競
争政策案件となります。

従って、今回申請がなされている 3 つの接続料に
ついては、いずれも重要な位置付けにあたるもので
あり、「光の道」構想との整合のみならず、マイグレ
ーション期における電気通信事業全体の健全な発
展を図るとい観点から、その認可の是非等が判断
されるべきと考えます。

まず、「加入光ファイバ接続料」については、「次
世代ネットワークに係る接続ルールの在り方につい
ての答申」（平成 20 年 3 月 27 日）において、NTT
東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単
位での接続料設定は時期尚早との結果となりました。
しかしながら、その分岐端末回線単位での接続
料が先送りされた結果、その後の 3 年間で FTTH 市
場は、NTT 東西殿の独占が更に高まった等、競争
の進展が見られなかったことを考慮すると、NTT 東
西殿利用部門と接続事業者との間で 1 ユーザ当た

<p>りのコストが同等となるよう、今回の接続料の見直しにおいて NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料の設定が必須であると考 えます。</p> <p>「NGN 接続料」に関しては、多様なサービスを創出可能とする競争環境を整備し、各種プレーヤーの参入を推進することが必要であり、NTT 東西殿の NGN において、コア網である IP 網のアンバンドルの細分化、PSTN の GC 接続に相当するアンバンドルメニューの設定等の対応が必要です。</p> <p>また、需要減の影響から値上げ傾向にある「レガシー系サービス接続料」については、安定的な接続料水準の実現及びレガシー系サービスの安定的提供の確保を可能とする新たな接続料算定方式への早期移行が必須であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		
--	--	--

平成23年3月29日

総務大臣
片山善博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書 (案)

平成23年1月25日付け諮問第3028号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)。
 - (1)総務省において、IP網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、3月1日付け情報通信審議会諮問「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に対する答申を踏まえつつ、本年中を目途に成案を得ること(考え方1)。
 - (2)NTT東西に対し、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること(考え方1)。
 - (3)NTT東西に対し、以下の点について、平成23年度接続料の再計算報告時までに総務省に報告することを要請すること(考え方5)。
 - ①平成22年度に実施したコスト削減の取り組み及び平成23年度に計画しているコスト削減の取り組み
 - ②平成22年度末時点におけるメタル回線の経過年数別構成及びメタル回線の残価率
 - ③平成22年度のメタル回線と光回線に係る費用の配賦に用いた比率を算出するために用い

た芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長及び算定方法

④平成22年度のメタル回線に係る施設保全費のうち、以下の各費用及び費用配賦に用いたドライバ

- (1)電柱、土木設備に係る費用
- (2)ケーブル保守に係る費用
- (3)その他

(4)NTT東西に対し、以下の点について、平成23年度接続料の再計算報告時までには総務省に報告することを要請すること(考え方7)

- ①平成12年度末から平成22年度末におけるメタル回線の利用率(局出しベース)
- ②平成22年度末におけるメタルケーブルの利用率(ケーブル単位。局出しベース)
- ③下部区間におけるメタル回線の利用状況(東西各10件程度のサンプル調査)
- ④平成22年度におけるメタル回線の撤去実績

また、上記①～②については、接続料算定の透明性を一層向上させる観点から、総務省への報告に加え、一般に開示することを要請すること。

(5)NTT東西に対し、3月1日付け情報通信審議会諮問「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」における検討に資するよう、接続約款に規定されたメタル線撤去に係る情報開示措置に加え、個々のレガシー系サービスの移行見通し、代替サービスの見通しなど、必要な情報について可能な限り提供することを要請すること(考え方8)。

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 江部 努

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 大竹 伸一

2. 申請年月日

平成23年1月21日(金)

3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

4. 概要

専用線等の実際費用方式を適用する平成23年度の接続料及びその他手続費等の改定等を行うもの。

II 主な変更内容

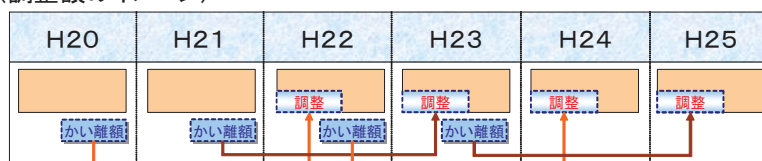
接続料

1. 概要

実績原価方式を適用する平成23年度の接続料については、平成21年度の接続会計、回線数及び報酬率等に基づき改定しており、全体で前年度比2.9%の減少となっている（NTT東日本は同4.8%の減少、NTT西日本は同0.8%の減少（収入ベース、調整額（注）加算後））。

（注）平成23年度の接続料の算定に当たっては、平成21年度の実績に基づき接続料を算定した上で同年度接続料収入との乖離分について「調整額」として平成23年度接続料の原価に算入しているものである。本申請概要においては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載している。

（調整額のイメージ）



（1）実績原価方式による改定額（単位：億円）及び改定率（収入ベース）

	平成23年度の改定額及び改定率（①-②）					
			① 平成23年度の 接続料適用収入（注）		② 平成22年度の 接続料適用収入（注）	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
合計	▲43 (▲4.8%)	▲7 (▲0.8%)	846	807	889	814
専用線合計	▲49 (▲6.3%)	▲11 (▲1.5%)	729	697	779	708
ドライカップ・ ラインシェアリング	▲39 (▲8.8%)	▲14 (▲3.6%)	400	374	439	388
中継 ダークファイバ	▲20 (▲32.1%)	▲17 (▲26.0%)	43	49	63	67
接続専用線	10 (3.6%)	21 (8.1%)	286	274	276	253
公衆網合計	6 (5.8%)	4 (3.7%)	117	110	110	106

（注）平成22年度予測回線数及びトラフィック等をベースに収入を試算（調整額加算後）。

（2）平成23年度の主な接続料と現行（平成22年度）接続料との比較

	単位	平成23年度 (カッコ内は調整前)		平成22年度	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
ドライカップ(タイプ1-1)	1回線ごとに月額 (注1)	1,272円 (1,287円)	1,343円 (1,351円)	1,394円	1,391円
ラインシェアリング	1回線ごとに月額 (注1)	77円 (76円)	81円 (83円)	72円	84円
中継ダークファイバ	1回線・1メートル ごとに月額	0.797円 (1.082円)	1.012円 (1.243円)	1.174円	1.368円
高速デジタル専用線 (1.5Mb/s) (MA内)	1回線ごとに月額 (注2)	186,612円 (167,151円)	114,436円 (96,294円)	190,719円	90,795円
デジタルアクセス (1.5Mb/s タイプ1-1) (MA内)	1回線ごとに月額 (注2)	43,444円 (39,769円)	33,152円 (35,696円)	38,944円	36,855円
メガデータネット (クラス1) (基本:3Mb/s、PVC:500kb/s)	1回線ごとに月額 (注2)	26,090円 (23,442円)	21,823円 (21,013円)	25,494円	20,636円

（注1）回線管理運営費を含む。（注2）端末回線伝送機能を含む。

2. 回線管理運営費の算定(回線管理運営費の平均化)

回線管理運営費については、平成16年度から平成22年度までの再計算においては、サービスごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、回線管理に係る原価を各サービスごとに算出するのではなく、ラインシェアリングとそれ以外の役務において管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全役務において発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外で発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて回線管理運営費を設定していたところ。

この状況は、平成23年度においてもあてはまるため、同様の方法により算定するもの。

■平均化した単金(月額)

	ラインシェアリング		PHS基地局回線・ ドライカップ・光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成23年度回線管理運営費 (カッコ内は調整前)	42円 (43円)	46円 (50円)	42円 (52円)	60円 (69円)
平成22年度料金との差	+4円	▲4円	+1円	+2円

【参考】サービス別単金(月額)

	PHS基地局回線		ラインシェアリング		ドライカップ		光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成23年度 回線管理運営費 (カッコ内は調整前)	48円 (58円)	35円 (44円)	39円 (39円)	36円 (40円)	39円 (49円)	57円 (67円)	96円 (106円)	191円 (201円)
平成22年度料金との差	▲7円	▲6円	+7円	▲2円	▲1円	+1円	▲14円	▲58円

3. 公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の算定

公衆電話機能の接続料原価については、当該機能に係るNTSコストを段階的に加算することが可能とされている(平成21年度以降は、100%加算可能)。

他方、NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入が可能(平成23年度はその全額)とされているため、それ以外のNTSコストを公衆電話機能の接続料原価に加算して算出している。

■公衆電話機能

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能	3分 当たり	179.55円 (145.82円)	138.76円 (118.71円)	163.15円	132.44円
うちNTSコスト見合い	3分 当たり	7.31円 (5.67円)	6.66円 (5.33円)	6.79円	6.43円
減算措置対象のFRT-GC間 伝送路コスト見合い(注)	3分 当たり	3.10円	3.55円	2.30円	2.61円
デジタル公衆電話発信機能	3分 当たり	110.36円 (91.93円)	130.84円 (107.98円)	96.01円	117.25円
うちNTSコスト見合い	3分 当たり	1.12円 (0.77円)	1.49円 (0.95円)	1.17円	1.69円
減算措置対象のFRT-GC間 伝送路コスト見合い(注)	3分 当たり	1.39円	2.14円	1.03円	1.46円

(注) 数値は調整前・貸倒損失算入前

4. 貸倒率の改定

接続料債務の不履行リスクの扱いのうち、管理部門において発生した貸倒損失の扱いについては、平成18年度接続会計以降、接続料原価の一部に算入することとされている。

【算定方法】貸倒損失算入後原価＝貸倒損失算入前原価×(1＋貸倒率)

平成23年度接続料については、平成21年度にNTT東西において貸倒実績が発生しなかったことから、貸倒損失算入後の接続料原価は貸倒損失算入前の原価と同額となる。

(土木設備の耐用年数等の見直しについて)

期間損益の適正化を図るため、平成21年度から管路、とう道等の土木設備の耐用年数等を以下のとおり設備の利用実態に基づき見直している。平成23年度以降の接続料原価には当該見直しが反映される。

項目	見直し後	平成20年度以前
耐用年数	50年	27年
残存価額	0円まで償却	取得価額の5%で償却止め

【参考】各機能の主な接続料

(1) 端末回線伝送機能

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料		
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
端末回線伝送機能(通信路設定伝送機能を組み合わせられるもの)(注1)	2線式のもの	1回線ごとに月額	1,168円 (1,184円)	1,218円 (1,226円)	1,284円	1,248円
ドライカッパ (注1)	回線管理運営費	1回線ごとに月額	42円 (52円)	60円 (69円)	41円	58円
	回線部分	1回線ごとに月額	1,230円 (1,235円)	1,283円 (1,282円)	1,353円	1,333円
ラインシェアリング (注1)	回線管理運営費	1回線ごとに月額	42円 (43円)	46円 (50円)	38円	50円
	回線部分(追加MDF)	1回線ごとに月額	35円 (33円)	35円 (33円)	34円	34円
端末回線伝送機能(下部端末回線により伝送を行うもの)(注1)	回線部分	1回線ごとに月額	821円 (注2)	918円 (注2)	807円	892円
(参考)光信号分岐端末回線の加算料(注1)(注3)		1回線ごとに月額	310円 (359円)	354円 (394円)	350円	382円
光屋内配線を利用する場合の加算額(注1)		1回線ごとに月額	193円 (注2)	193円 (注2)	194円	194円
端末回線伝送機能(GE-PON)	1Gb/s	1装置ごとに月額	2,793円 (3,405円)	2,012円 (2,867円)	3,825円	3,167円
端末回線伝送機能(FWA)	46Mbps (固定無線通信網)	1装置ごとに月額	—	39,583円 (41,667円)	—	41,778円
(参考)端末回線伝送機能(メガデータネット)(主な品目のみ)(注3)	3Mb/s	1回線ごとに月額	6,078円 (6,021円)	7,052円 (6,983円)	6,380円	6,710円
	6Mb/s	1回線ごとに月額	7,438円 (7,347円)	8,684円 (8,547円)	7,715円	7,973円
	12Mb/s	1回線ごとに月額	8,598円 (8,478円)	9,980円 (9,789円)	8,865円	9,092円

(注1)タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理。

(注2)平成22年度から新たに接続約款に規定された料金のため、平成23年度接続料には調整額は発生しない。

(注3)平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定として別途申請されているもの。

(2) 光信号電気信号変換機能及び光信号多重分離機能

区分			単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料	
				NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号電気信号変換機能 (注1)	100Mb/s	集線型(16MCタイプ)	1回線ごとに月額	2,063円 (5,636円)	3,240円 (4,685円)	5,439円	2,097円
		非集線型 (1MCタイプ)	1回線ごとに月額	191円 (460円)	365円 (533円)	452円	302円
	1Gb/sタイプ		1回線ごとに月額	292円 (1,674円)	1,690円 (注2)	634円	2,264円
光信号多重分離機能 (局内スプリッタ)(注1)	局内4分岐のもの		1回線ごとに月額	397円 (593円)	475円 (675円)	194円	139円

(注1) タイプ1-2: 全日・昼間帯故障修理

(注2) NTT西日本の1Gb/sタイプについては、平成22年度より将来原価方式から実績原価方式に移行したものであり、平成23年度接続料については調整額は発生しない。

(3) 端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)	平成22年度接続料
一般番号ポータビリティ実現機能	月額	26,000,000円 (27,250,000円)	29,824,143円
優先接続機能	1通信ごとに	0.0218円 (0.0180円)	0.0171円

(4) 中継伝送機能

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号中継伝送機能	1回線・1メートルごとに月額	0.797円 (1.082円)	1.012円 (1.243円)	1.174円	1.368円

(5) 通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

区分			単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料			
				NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本		
通信路設定伝送機能	一般専用サービスの伝送を行う機能	3.4kHz	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	6,206円 (5,644円)	4,720円 (4,890円)	5,742円	4,996円	
			上記以外の場合	1回線ごとに月額	6,803円 (6,275円)	5,345円 (5,462円)	6,536円	5,521円	
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごとに月額	80円 (110円)	60円 (70円)	110円	60円	
	高速デジタル伝送サービスの伝送を行う機能(エコノミークラス)(注)	64kb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	5,875円 (5,345円)	4,477円 (4,640円)	5,438円	4,741円	
				上記以外の場合	1回線ごとに月額	6,440円 (5,938円)	5,068円 (5,182円)	6,184円	5,237円
				10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごとに月額	80円 (100円)	60円 (70円)	100円	60円
	第1種ATM専用に係るもの(デュアルクラス)	1Mb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	39,250円 (35,575円)	28,368円 (30,912円)	34,334円	31,923円	
				上記以外の場合	1回線ごとに月額	52,810円 (49,807円)	42,552円 (43,920円)	52,255円	43,835円
				10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごとに月額	1,920円 (2,400円)	1,440円 (1,680円)	2,406円	1,444円
第1種ATM専用に係るもの(デュアルクラス)	1Mb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	135,674円 (115,975円)	77,864円 (81,026円)	119,464円	69,038円		
			上記以外の場合	1回線ごとに月額	143,986円 (123,320円)	85,531円 (87,709円)	127,898円	74,361円	
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごとに月額	1,190円 (1,190円)	680円 (850円)	1,193円	511円	

(注) デジタルアクセスのこと。数値は、タイプ1-1: 平日・昼間帯故障修理

(6) データ伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料		
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
メガデータネット	500kb/s(クラス1)	1回線ごとに月額	19,840円 (17,249円)	14,592円 (13,851円)	18,943円	13,761円
	6Mb/s(クラス2・最低伝送速度3Mb/s)	1回線ごとに月額	112,644円 (97,846円)	81,910円 (77,592円)	106,417円	77,047円
	10Mb/s(クラス2・最低伝送速度5Mb/s)	1回線ごとに月額	174,186円 (151,293円)	124,679円 (118,088円)	167,093円	119,092円

(7) 番号案内機能等

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料		
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
番号案内サービス接続機能	中継交換機等接続	1案内ごとに	76円 (79円)	75円 (74円)	84円	72円
	端末回線線端等接続	1案内ごとに	79円 (81円)	78円 (77円)	86円	74円
番号情報データベース登録機能	1番号ごとに	—	6.95円 (6.69円)	—	7.19円	
番号情報データベース利用機能	一括でデータ抽出	1番号ごとに	—	5.66円 (4.84円)	—	5.02円
	異動データのみをデータ抽出	1番号ごとに	—	7.17円 (6.87円)	—	7.26円
番号案内先への通信実現機能	1通信ごとに	110円 (84円)	83円 (66円)	90円	69円	

(8) 公衆電話機能

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能	1秒ごとに	0.9975円 (0.8101円)	0.7709円 (0.6595円)	0.9064円	0.7358円
デジタル公衆電話発信機能	1秒ごとに	0.6131円 (0.5107円)	0.7269円 (0.5999円)	0.5334円	0.6514円

(9) ルーティング伝送機能(地域IP網)

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料		
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
収容局接続	LANインタフェース・10Gbit/s	東:1ポートごとに月額 西:1装置ごとに月額	666,667円 (1,041,667円)	983,333円 (1,366,667円)	1,225,045円	1,575,629円
	LANインタフェース・1Gbit/s	東:1ポートごとに月額 西:1装置ごとに月額	183,110円 (301,576円)	1,007,846円 (1,286,462円)	372,483円	1,427,843円
	LANインタフェース・100Mbit/s	1ポートごとに月額	98,184円 (123,550円)	226,645円 (250,776円)	161,937円	314,701円
	ATMインタフェース	1ポートごとに月額	105,313円 (163,949円)	129,244円 (175,508円)	177,458円	179,560円
中継局接続	LANインタフェース・1Gbit/s	東:1ポートごとに月額 西:1装置ごとに月額	183,110円 (301,576円)	1,007,846円 (1,286,462円)	372,483円	1,427,843円

工事費・手数料及びコロケーション料金等

1. 工事費・手数料の改定(主なもの)

(1) 工事費・手数料の算定に用いられる作業単金の改定

単位	平成23年度単金		平成22年度単金	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平日昼間・一人当たり・1時間ごとに	6,233円	6,228円	6,207円	6,169円

(2) 光屋内配線に係る工事費の改定

平成22年に接続約款に新たに規定された光屋内配線に係る工事費については、算定に用いられる作業単金等の改定に伴い、以下のように改定される。

区分	単位	平成23年度料金額		平成22年度料金額		
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
光屋内配線 工事費(注1)	屋内配線を新設する場合	1工事ごとに	18,665円	18,612円	18,828円	18,703円
	既設屋内配線を転用する場合 (注2)	1工事ごとに	12,157円	10,441円	12,273円	10,475円

(注1)平日昼間の場合 (注2)光コンセントを新設する場合であって、ONUの撤去に併せて既設屋内配線工事を行う場合

(3) 実績に応じた作業時間の変更

平成22年3月に接続約款に新たに規定されたシングルスター方式加入光ファイバの融着接続工事費の算出については、試算による作業時間を用いていたところである。今般、作業実績を把握したことから、実績を基にした作業時間を用いて算出した工事費に変更する。

区分		作業時間		料金額		
		見直し結果	現行	平成23年度	平成22年度	差額
融着接続工事費	NTT東日本	0.545	0.570	3,397円	3,546円	▲149円
	NTT西日本	0.526	0.570	3,276円	3,526円	▲250円

2. 管路・とう道等の料金の改定

(1) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位	平成23年度適用平均料金 (カッコ内は調整前)		平成22年度適用平均料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
管路	年額/条・m	183円 (233円)	160円 (211円)	240円	238円
とう道	年額/m	35,972円 (45,415円)	32,349円 (43,730円)	45,070円	48,654円
土地	年額/m ²	1,138円 (1,264円)	767円 (842円)	1,429円	891円
建物	年額/m ²	32,262円 (32,027円)	21,304円 (23,368円)	33,581円	22,004円

(2) 電柱使用料の改定

区分	単位	平成23年度適用平均料金 (カッコ内は調整前)		平成22年度適用平均料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
電柱使用料	年額 /1使用箇所	853円 (892円)	836円 (960円)	892円	939円

3. 個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

(1) 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		平成 23 年度適用値		平成 22 年度適用値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	交換機械設備	0.280	0.248	0.278	0.328
	電力設備	0.922	0.949	0.912	0.995
	伝送機械設備	0.160	0.197	0.161	0.252
	無線機械設備	0.299	0.557	0.321	0.397
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.084	0.050	0.099	0.063
	土地及び通信用建物以外	0.005	0.006	0.003	0.006
共通割掛費比率		0.081	0.078	0.040	0.033

(2) 年額料金の算定に係る比率

区分		平成 23 年度適用値		平成 22 年度適用値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
設備管理運営費比率 (注)	端末回線伝送機能	0.049	0.049	0.052	0.053
	端末系交換機能	0.045	0.045	0.044	0.048
	中継系交換機能	0.068	0.038	0.061	0.038
	中継伝送機能	0.034	0.042	0.035	0.042
	通信料対応設備合計	0.044	0.044	0.043	0.047
	データ系設備合計	0.097	0.088	0.102	0.085

(注) 除却費を個別に支払う場合以外の場合

(3) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分		平成 23 年度適用値		平成 22 年度適用値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	受電設備	1.266	0.982	1.268	0.923
	発電設備	0.660	0.618	0.678	0.881
	電源設備及び蓄電池設備	0.917	1.008	0.919	1.024
	空気調整設備	1.750	1.937	1.751	1.326
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.047	0.043	0.047	0.042

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審査結果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	適	他事業者が接続に必要な装置を N T T 東日本及び N T T 西日本の通信用建物、管路、とう道及び電柱等に設置する場合の負担すべき金額について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められてい	適	他事業者が負担すべき工事費、手続費等について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。

ること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)		
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	本件は、接続料規則第 21 条の規定に基づき接続料の再計算を行い、これにより当該接続料の改定を行うものであり、料金表に定める接続料は、接続料規則第 4 章の規定に基づいて算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	適	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

接続料と利用者料金の関係について

<目 次>

1	概要	1
2	利用者向け料金と接続料金水準の比較 東日本・西日本	5

接続料と利用者料金との関係について

1 経緯

- 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金はコストに適正利潤が乗せられたものになることから、接続料の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金の関係に関する検証(以下「スタックテスト」という。)を行っている。
- 具体的には、
 - ① 毎年度、加入電話基本料、公衆電話、フレッツサービスといった大括りの区分毎に接続料と利用者料金の関係をNTT東西が検証・公表するとともに、
 - ② 優先順位の高いサービス(市場が形成途上で、熾烈な価格競争が行われており、市場シェアの大幅な変動の可能性があるもの。具体的には、データ系のサービスのうち、特にDSLサービス等のインターネット関連サービス)については、行政当局が、接続料を認可する際、サービス毎、品目毎、速度毎(以下「サービスメニューごと」という。)に、接続料と利用者料金との関係について妥当性を検証し、情報通信行政・郵政行政審議会に報告するという運用を行っている。
- このスタックテストの見直しについて、平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(情審通第34号)を受けて、総務省は、同年7月に「接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定した。
- なお、同ガイドラインにおいては、接続料と利用者料金との関係が必ずしも固定的なものではないため、スタックテスト上の基準が満たされない場合、直ちに接続料が不当であると判断することは適当ではなく、当該接続料を設定した事業者に対し、当該接続料が妥当であるにもかかわらずスタックテスト上の基準が満たされなかったことについて説明を求め、当該事業者から合理的な論拠が提示された場合には、当該接続料を妥当と判断するとされている。

2 ガイドラインに基づく検証の実施方法

(1) 接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト

ア 検証時期

毎事業年度の実績原価方式により算定される接続料の認可申請時及び接続会計の公表時。

イ 検証区分

- | |
|--|
| ①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③公衆電話、④番号案内、
⑤メガデータネット、⑥Bフレッツ、⑦フレッツADSL、⑧フレッツISDN、⑨フレッツ光ネクスト、⑩ひかり電話 |
|--|

ウ 検証方法

検証区分ごとに、利用者料金収入と接続料収入との差分(営業費相当分)が営業費の基準値(利用者料金収入の20%)を下回らないものであるか否かを検証する。

(2) 総務省が実施するスタックテスト

ア 検証時期

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時 ② 対象となるサービスに係る接続料の認可時(上記①の認可時を除く。) |
|--|

イ 検証区分及び対象範囲

検証区分は、個々のサービスメニューごととし、その対象範囲は、次のサービスのうち市場が拡大傾向にあるものを基本として、総務省が毎年度決定する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス ② 接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス ③ 将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービス |
|--|

ウ 検証方法

営業費はサービスメニューごとに均等に生じるものではないことから、営業費相当分と営業費の基準値との関係の検証は、サービスブランド※を単位として実施。

ただし、接続料は基本的にサービスメニューごとに異なることから、併せて、利用者料金が接続料を上回っているか否かについてサービスメニュー単位で検証。

なお、本検証における営業費の基準値は、上記(1)ウと同様、利用者料金収入の20%。

※ 接続料設定事業者により同種のサービスとして位置づけられているサービスメニューの集合をいう。

3 検証結果

- 今回の検証においては、ガイドラインに基づき、Bフレッツ、フレッツ・ADSL及びメガデータネットについて、NTT東西に対して、それぞれ検証に必要な資料の提出を求めた。

検証結果は以下のとおりである。

NTT東日本				
サービスブランド	サービスメニュー		1)利用者料金との比較	2)基準値の検証
B フレッツ	ハイパーファミリタイプ		○	○
	ベーシックタイプ		○	
	ビジネスタイプ		○	
	マンションタイプ	プラン1ハイパー(光配線方式)	○	
		プラン2ハイパー(光配線方式)	○	
ミニハイパー(光配線方式)		○		
フレッツ・ADSL	エントリー		○	○
	8Mbps		○	
メガデータネット	アクセス回線(基本料)	42Mbps	○	×
	PVC 回線(通信料)	クラス2・100kbps～1Mbps	×	
		クラス2・500kbps～1Mbps	○	

NTT西日本

サービスブランド	サービスメニュー		1)利用者料金との比較	2)基準値の検証	
Bフレッツ	フレッツ・光プレミアム	ファミリータイプ	○	○	
		マンションタイプ	プラン1(光配線方式)		○
			プラン2(光配線方式)		○
	Bフレッツ	ベーシックタイプ	○		
フレッツ・ADSL	1.5Mbps		○	○	
	8Mbps		○		
メガデータネット	アクセス回線(基本料)		42Mbps	○	○
	PVC回線(通信料)	クラス1・10Mbps		○	
		クラス2・100kbps～1Mbps		○	
		クラス2・500kbps～1Mbps		○	

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの、×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

(検証結果に対する総務省の考え方)

■ Bフレッツ

全てのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を上回っており、かつ、営業費相当分は基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

■ フレッツ・ADSL

全てのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を上回っており、かつ、営業費相当分は基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

■ メガデータネット

NTT西日本においては、全てのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を上回っており、かつ、営業費相当分は基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

NTT東日本においては、一部のサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を下回っており、営業費相当分も基準値を下回っていたため、ガイドラインに従いNTT東日本に説明を求めたところ、①平成21年度接続料収入が実績費用を下回り、その差分が調整額として接続料原価に加算されたこと、②メガデータネットの需要減に伴い発生する不要装置の除却等によるコスト削減に努めているが、それ以上に、IP化の進展に伴う安価で広帯域な代替サービスへの移行等により、需要の減少率が拡大する傾向にあり、1回線あたりのコストが増大したこと等により、接続料が上昇したものであるとの回答があった。

この点については、①調整額算入前の営業費相当分は20%を超えており、調整後であっても10%以上の営業費相当額が存在しており、②メガデータネットはイーサネットサービス等の代替的なサービスとの間で実質的な競争が進展していると考えられるところ、接続事業者との間に直ちに不当な競争を引き起こすものであるとまでは言えないことから、この限りにおいて、平成23年度の接続料については妥当なものであると判断される。

委員限り

【NTT東日本が実施するもの】

平成21年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位: 億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料金 相当	③差分 (①-②)
加入電話・ISDN基本料	4,851	2,970	1,881
加入電話・ISDN通話料	716	381	335
公衆電話(デジタル公衆を含む)	30	88	▲ 58
番号案内	43	43	0
メガデータネット	36	32	4
Bフレッツ	2,631	1,002	1,629
フレッツADSL	642	123	519
フレッツISDN	43	14	29
フレッツ光ネクスト	360	202	158
ひかり電話	799	368	431

(注1)②接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を乗じて算定しております。

(注2)加入電話・ISDN基本料の②接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の557億円は含んでいません。

【NTT西日本が実施するもの】

平成21年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位: 億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料金 相当	③差分 (①-②)
加入電話・ISDN基本料	4,794	3,166	1,628
加入電話・ISDN通話料	639	357	282
公衆電話(デジタル公衆を含む)	28	78	▲ 50
番 号 案 内	48	47	1
メ ガ デ ー タ ネ ッ ツ	40	31	9
B フ レ ッ ツ	2,152	1,185	967
フ レ ッ ツ A D S L	583	129	454
フ レ ッ ツ I S D N	42	13	29
フ レ ッ ツ 光 ネ ク ス ト	94	75	19
ひ か り 電 話	710	344	366

(注1) ②接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を乗じて算定しております。

(注2) 加入電話・ISDN基本料の②接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の512億円は含んでいません。